
令和5年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

令和5年12月8日 (金曜日)

議事日程 (2)

令和5年12月8日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (12名)

1番 中西 智昭	2番 田中 太	3番 香田 一之	4番 長島 毅
5番 萩原 洋子	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 貝掛 俊之
9番 妹川 征男	10番 辻本 一夫	11番 川上 誠一	12番 内海 猛年

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代	書記 横田 和雄	書記 山城 朋美
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭	企画政策課長	池上亮吉
芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	佐竹 功	都市整備課長	小田武文
税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	村尾正一	住民課長	溝上竜平
福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	本郷宣昭	産業観光課長	浮田光二
芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也	生涯学習課長	本石美香
ポートレース事業局次長	井上康治	事業課長	新開晴浩		

【 傍 聴 者 数 】 8名

午前 10 時 00 分開会

○議長 内海 猛年君

おはようございます。ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 内海 猛年君

まず 7 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7 番 松岡 泉君

7 番、公明党の松岡泉です。通告書に従いまして一般質問、今回は 3 件用意しておりますのでよろしく願いいたします。

まず、件名 1、子宮頸がん撲滅に向けた取組についてでございます。

2023 年 6 月に国立がん研究センターは HPV（ヒトパピローマウイルス）が引き起こす子宮頸がんの国内の現状や予防策をまとめた報告書を公表しました。報告書では子宮頸がんの死亡率が減少傾向の諸外国に対して、国内では横ばいが続いているデータが紹介されております。1990 年前後には英国やオーストラリア、米国よりも低かった日本の死亡率が現在は上回っていること、罹患率も増加傾向で特に 20～40 代の若年層が増えている現状が分析されています。一方で、先進国では近い将来子宮頸がん撲滅も可能だとの予測もあるようです。同センターの片野田耕太データサイエンス研究部長は「子宮頸がんはワクチンと検診によって予防できる。積極的勧奨の中止で接種を逃してしまった世代への対応が急務。」と呼びかけています。令和 4 年度に HPV ワクチンの積極的勧奨が再開され、併せて積極的勧奨差し控えの影響を受けた世代に対してもキャッチアップ接種が開始されました。キャッチアップ接種対象世代にはワクチン接種率が 1%未滿という学年もあり、将来の子宮頸がん罹患を減らすためには、この機会に接種を進める必要があると思います。キャッチアップ接種期間は令和 6 年度末（令和 7 年 3 月 31 日）まで 3 年間の時限措置となっており、期間内に 3 回接種を完了するためには令和 6 年 9 月末までに 1 回目の接種を開始する必要があります。そこで来年度に接種期限を迎えるキャッチアップ接種対象者の状況について伺ってまいります。

要旨 1、令和 4 年度及び直近までのキャッチアップ接種対象者の接種率の状況について、まずお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

芦屋町におけますキャッチアップ接種対象者の状況でございますが、令和4年度につきましては、対象者550人に対しまして1回目接種者は23人で接種率4.2%、2回目接種者は17人で接種率3.1%、3回目接種者は8人で接種率1.5%でございます。また、直近では令和5年10月1日現在で対象者541名に対し1回目接種者は20人で接種率3.7%、2回目接種者は17人で接種率3.1%、3回目接種者は9人で接種率1.7%でございます。

なお、対象者は各年度の10月1日現在において、対象となる女性の人口の合計で算出をしております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

キャッチアップ接種対象者の少し上の世代ですけど、1995年度生まれから1998年度生まれの世代ですけど、この方たちの接種率ですけど70%以上あったということを考えてみますと、今答弁ございましたように、もう数%の低い位置でとどまっているというような感じでありますので、非常にですね、接種率は低いと言えるのではないかなと思います。この接種率が伸び悩んでいる原因は何か、これについてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

接種率の伸び悩みの原因でございますが、主に3つと考えております。1つ目は接種により副反応や健康被害が起こるのではないかとといった接種に対する不安が払拭されていないこと。2つ目は接種対象者の健康への意識が高いとは言えず、子宮頸がんワクチンやキャッチアップ接種等に対する認知・関心が低いこと。3つ目は効果的な周知啓発ができていないことと考えております。特に副反応や健康被害への不安につきましては、平成25年に子宮頸がんワクチン接種後に、体の痛みや運動障害など様々な症状が出たと訴える声が相次ぎまして、それをメディアが大々的に報道する中で、平成25年6月に積極的勧奨の差し控えが決定されております。積極的勧奨を取りやめた原因の全てがメディアの行動ではございませんが、ワクチン接種と健康被害との因果関係が検証される前に大々的に報道された一連の騒動で、接種率の急激な落ち込みにつながっております。ワクチン接種の安全性に特段の懸念はなく、接種の有効性は副反応のリスクを上回ることから、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨が再開された今もなお、副反応や健康被害への不

安感を払拭できていないことが大きな原因と考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

大きな原因は今答弁にございましたように勧奨の差し控え期間が設けられる状況に至ったと、まあメディア報道等もありまして、不安が増大した結果として接種率が非常に落ちたというようなことは最大の原因だと思われまますけれども、考えますとそれ以外にもですね、中には対象者の方でそういった接種をしなければならぬと認識が低い方もおられますし、家庭の状況とかそういう点もあるので全くそれだけにかかわらず、この不安説だけじゃなくしてそれ以外の原因もあったんじゃないかなと私は考えます。それではですね、ワクチンを打ったほうがいいんじゃないかと思うんですけど、実際このワクチンを打ってなかった場合ですね、芦屋町の罹患者の予想はどの程度になるのかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

日本では毎年約1万1,000人の女性が子宮頸がんになって毎年約2,900人の女性が亡くなっているといった状況でございます。これを1クラス約35人の女性のクラスのみとして換算いたしますと、子宮頸がんになる方は2クラスに1名程度、子宮頸がんで亡くなる方は10クラスに1名程度となります。令和5年10月1日現在におけます芦屋町のキャッチアップ接種対象者の人数は541名でございますので、子宮頸がんになる方は7名程度、子宮頸がんで亡くなる方は2名程度といったことになるかと思えます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

芦屋町の予想の発生者数ですけど、罹患者数はそんなに人口からすると非常に芦屋町人口が少ないので対象者が541名ですか？その中ですので、やはりちょっと少ないっていう感じは受けるでしょうけれども、そう言いながらもですね、罹患することによって非常に悩まれて不安で苦しまれる方がいるということが言えるかなと。国のほうもそういった患者を減らすという戦いをしっかり取り組んでまいりたいという方針を示しておりますので、我が町についてもですね、し

っかりとその辺りは取り組んでいく必要があるのではないか。そういうことでワクチン接種についても取り組んでいかなければならないと私は考えます。

ここです、罹患した方です、患者さんの声をちょっと紹介したいと思います。ある患者さんですけども、「23歳で子宮頸がんを診断され子宮を摘出。手術後もリンパ浮腫などの後遺症や子供が産めないことから仕事や恋愛においても生きづらさを感じており、子宮頸がんや自身の体験について講演活動をただいま行っています。知らないまま『予防できるがん』に苦しむことになる人が1人でも減ってほしいと願っております。」ということで活動されております。「子宮頸がんになって失った選択肢はあるんですけども、自分の幸せの形を見つけることはできると思っている。ただやはり合併症があったり早発閉経のリスクがあったり、いつまでたっても子宮頸がんになったことが私の人生からなくなることはない。あの時予防できていたら、早期発見できていたらという思いはずっとあるんです。接種の積極的な呼びかけが止まっていた9年間で子宮頸がんへの偏見も変わっていないし、そのつらい状況の中で子宮頸がんにかかってしまう人がいるんじゃないかと心配しています。本当にゼロから子宮頸がんというものを正しく伝え、ワクチンのきちんとした情報を知ってほしいと願っております。」ということで、活動されている罹患の方のお声であります。全くそのとおりで罹患することによってですね、非常に「しまった。」と後悔されることも非常にあるんじゃないかと思えます。

それでは要旨2について伺いますけれども、この時限措置が差し迫っておりますけれども、その取組についてはどうするのかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

来年度、令和6年度の対応でございますが、キャッチアップ接種の最終期限等をお知らせするため、接種対象者全員に対し接種勧奨通知を送付する予定でございます。また、広報あしや、町のホームページ等で子宮頸がんに対する認知や関心を高めることができるよう、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

時限措置のためにですね、先ほども申しましたけれども来年の6月までに推進しないとですね、打てなくなって完全にワクチンを打てない状態になるということでありますので、今「通知はし

ます。」というお話でしたけどもやはりですね、このあたりはしっかりと早めですね、対応を私
はしていただきたいと思います。遅れてしまつては何もなりませんし、541名の方にですね、
しっかりと到達できる、また、家庭の皆さんが話し合えるような期間も含めて、じっくりした早
めの対応をお願いしたいと思います。

それでは要旨3に移りますけども、要旨3も同じような質問でありますけども、接種率の向上
のための取組について全体を含めてですね、町としてはどのように取り組んでいくのかお伺い
いたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

議員御説明にもありましたが、キャッチアップ接種の接種期限は令和7年3月31日まででござ
います。また、通常、全ての接種を終えるまでに約6か月の期間がかかるため、遅くとも令和
6年9月末までに接種を開始する必要がございます。さらに接種期限を過ぎてしまった場合、任
意接種つまり自己負担で接種していただく必要があり、医療機関により接種費用は異なりますが、
5万円から10万円程度の自己負担と言われております。このため令和6年度は、キャッ
チアップ対象者には封書による勧奨通知とは別に、最終期限をお知らせする勧奨はがきを別途送
付するとともに、SNS等を活用いたしまして周知啓発を行い、若くして子宮頸がんで亡くなる
方、治療等の影響で子供を授かりたくても授けられない方などを少しでも減らせるよう努めてまい
りたいと考えております。しかしながら、若い世代は自治体情報に触れる機会に乏しく情報が行
き届きにくい、また、子宮頸がんワクチンの接種の重要性を認識していただけていないなどの課
題がございます。令和5年1月から2月に厚生労働省が行った「子宮頸がんワクチンに関する調
査」の結果によりますと、「対象者本人では約2割の人が健康に関する情報、子宮頸がんワクチン
に関する情報をそれぞれの家庭から得ている。」また「接種したことのある人の3割以上が『母親
が接種を勧めていたから』接種した。」とあります。このため保護者への周知強化の必要性が課題
として示唆されております。このため小学校や中学校にですね、協力をお願いしまして接種対象
者の保護者等に子宮頸がんワクチン接種の重要性について認識いただけるよう、チラシを配布す
るなど接種対象者の保護者への周知・啓発等も含めできる限りの対応を行ってまいりたいと考
えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

しっかりと取り組んでもらいまして対象者の方が後悔されなくですね、後から患って、「ワクチン接種をしておけばよかった。」というようなことがないように取り組んでいただければと思います。1件目は以上をもって終わらせていただきます。

2件目はですね、学校教育におけるICT利用促進の状況についてお伺いいたします。

GIGAスクール構想によって整備された1人1台端末環境は令和の教育改革の柱である「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実に必要不可欠なツールと言われております。1人1台端末は不登校、特別支援、病気療養、外国籍等の多様な児童生徒の実情や特性に応じた誰1人取り残されない学びを保障する上でも重要で、心の状況を書き込むなどしていじめの防止にも使うことができるツールともなっております。しかし、全国的に見ると地域間・学校間の利用格差が発生しており、改善に向けた対策が指摘されております。進まない理由としましては「教員が端末の使い方が分からない。」というようなこともあるようであります。そんな中、我が町では積極的な利活用に努めているということはよく知っておりますけれども、端末の更新時期が近づいていることもあり今後の促進を図る上でも重要な問題でありますので、この点についてお伺いさせていただきます。

要旨1、学校での1週間の利用状況と、科目別の利用状況についてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長 三柵 賢二君

まず、今年の4月に小学校6年生と中学校の3年生を対象に全国学力学習状況調査が行われました。そこで、芦屋町の学校が全国と比較してどの程度タブレットなどのICT機器を使っているかが分かるデータがありますので、まず初めにそのことを紹介したいと思います。それによりますと、「ほぼ毎日」、「週3回以上」を合わせた割合は、小学校6年生は全国と比較して非常に高い利用率であるという状況でした。中学校3年生では全国と比較して僅かに低い状況という結果が出ました。そこで、全国より低かった中学校についてはこの結果を重く受け止めて、その後使用状況の改善が図られ現在に至っています。

そこで御質問の1週間の利活用状況です。当然、発達段階により利活用の状況が変わりますが、直近の調査では小学校1、2年生では約30%、3、4年生で約50%、5、6年生で約65%、中学校で約76%となっていて、学年が上がるにつれて利活用が増えているという結果になっています。また、1週間の科目別の利用状況については、まず小学校でタブレットの利用率が高い教科は順に算数で約76%、外国語で約75%、社会科で約65%となっています。算数と外国語には県の実証事業によりデジタル教科書を導入しているため、タブレットの活用が多くなって

いるものと考えます。中学校では英語、技術・家庭科が100%、音楽、美術が約90%、体育、社会科が約78%、国語、数学が約64%、理科が約36%となっています。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

「中学校は若干全国からするとやや低かった。」ということではありますが、「小学校のほうは有効利用はしっかりと図られている。」とそういう答弁でございましたけども、中学校についてもいろんな状況があったのかなと思われるところもあるので、早期に中学校のほうはですね、タブレットを古いタイプといいますか一番初めに導入したタブレットを使ったりとか、そういった関係とか学校の状況にもよるので使えない場合があったりすることもあったんじゃないかなあと推測されるんですが、今そういった点も徐々に改善されて全国平均を超える戦いができてるのかなというふうに思います。

それでは町のですね、この小学校間の情報の共有、これ利活用する際はですね、そういった横断的な利用について情報を交換する必要があると思うんですけども、この情報の共有化についてはいかがでしょうか。お伺いたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長 三柵 賢二君

まず、各小学校とも毎日タブレットを活用していますが、学校により使用状況が異なりますのでその点を少し御説明したいと思います。

芦屋東小学校では、タブレットの利用率は58%ほどで、町内の小学校の中で最も利用率が高くなっております。他の小学校に比べて低学年での利用が多いのが特徴です。また、全学年で国語科でのタブレットを使う比率が他の小学校よりも高いことが特徴です。教科の授業での利用のほか、児童の非認知能力の向上を目指したソフトを導入して全学年で火、水、金の8時25分から35分の間実施しています。芦屋小学校では全学年の平均でタブレットの利用率は50%ほどです。他の小学校に比べて、算数の時間のタブレット使用は全学年で100%となっています。新しい授業支援ソフトを積極的に導入して授業づくりに取り組んでいるのが特徴です。また、特別支援学級でも積極的にタブレットを使用しています。授業のほか、朝の会終了後や掃除の時間終了後の空き時間を使って、毎日全学年でタブレットを使ったドリル的な学習を組んでいます。山鹿小学校ではタブレットの利用率は35%ほどで、町内の小学校の中で最も利用率が低くなっております。しかし、休業中のオンライン学習に先進的に取り組み、タブレットの持ち帰りにも

積極的に取り組んでいます。また、独自に計算漢字ドリルアプリを導入し成果を上げています。

情報の共有化については、芦屋町ではICT推進部会を設置して各学校の利活用の状況について共通理解をし、各学校の使用状況の改善について協議をしています。このICT推進部会のほかにも校長会、教頭会、教務主任会などで常に新しい情報について話し合い、利活用についての情報の共有化に努めています。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

小学校のほうもですね、各学校の特徴といいますか、それぞれで違ったところはあるけれども、情報の共有化についてはICTのそういった情報部会でしっかりと推進部会のほうでしっかりと協議もされているので、情報についてはですね、それぞれ協議が図られているということでありましたので、非常に良いことだなあと思いますし、安心することができました。

それではですね、最後にちょっとお聞きしますけれども、特別支援学級のこのICTの活用ですけど、今お話を聞いたところ芦屋小学校が特段に優れてるような話がありましたけども、こういった場合についての横展開の状況をちょっとお話ししていただきたいと思います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長 三柵 賢二君

各学校でも、芦屋小学校が特に進んでいて他の学校が劣っているというわけではございません。同じように特別支援学級ではタブレットを使った学習活動を行っております。しかし特別支援学級の担当者の力量がある程度影響しますので、芦屋小学校の特別支援の担当者のタブレット力量が他の学校の教員よりは高いという状況です。で、どういったような活用が図られているのかを少し説明させていただくと、5時間目の授業前に大体どの学校でも10分間の頑張りタイムを設定していて、そこで特別支援学級でドリル学習、タブレットを使ったドリル学習とすることが多くなっています。例えば授業前ですと、先生から指示されることなく自主的にですね、タブレットを取ってきて集中して取り組んでいました。それから書くことが苦手な子供さんでも、直接キーを押すだけですぐ簡単にできますから、書くことの抵抗感がなくなる、少なくなるということです。また、答えが合っていれば音が出て、すぐに次の問題に取り組めます。要は自分のペースのできるので、意欲的に集中して頑張っているという状況が各学校で見られるということです。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

特別支援学級の場合はやっぱり実情もあるかと思うんですけども、秀でている芦屋小学校が格段にちょっとアップしている状況があるので、こういったところもICTの推進部会の中ですね、申し送るとかそういった役に立つ情報についてはですね、積極的に共有していただきたいと思います。

それではですね、次なんですけどICT関係のタブレットの運用に関しては、不登校対策とかそういったところについてもですね、もう有効活用ができるわけですけども、この対応については今のところ学校のほうはどうなってるのかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長 三樹 賢二君

芦屋町の各学校では、いつでも教室での授業を自宅からオンラインで参加できる体制を整備しております。実際に不登校の児童生徒さんなどにオンラインを行うかどうかというのは、学校側が保護者さんと話し合いを行い、保護者の方が「お願いします。」と同意があればですね、実施することとしています。昨年度は自宅でオンラインでの学習に参加する事例がありましたが、本年度はオンライン学習は行っておりません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今のところオンラインは行われてないようでありますけれども、今回感染症対策とかそういった中とかインフルエンザもそうでしょうし、今後ともですね、感染症等はいつ起こるかも分からないような状況にありますので、町としてはですね、こういったICTをしっかり促進を図っているわけありますので、有効活用については常日頃から準備していただきたいと「何かあったときにはすぐ使えるよ。」ということ、それから家庭の保護者の方にもですね、そういったことで積極的に、拒まれる方もいらっしゃるかもしれませんが「そういう体制はとっておりますよ。」というような周知を図っていただく中でですね、何かあったときには子供さんたちの学びを担保できるように、保証できるようにですね、町としては対策を講じていただきたいと思います。状況の最後ですけど、情報モラル教育・リテラシー教育は今どうなってるか、この点についてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長 三柵 賢二君

情報モラル教育・情報リテラシー教育については、芦屋町の各学校では情報教育部というものが年間の情報教育の目的や努力点を掲げ取り組んでいます。例えば情報モラル教育では道徳科の授業で、1番、情報社会における正しい判断力や相手を思いやる心と、2番で、危機回避の理解や情報セキュリティの知識、技能などについて学んだり、また、家庭科の消費生活の授業で通信販売やキャッシュレス決済に関するトラブルについて学んだりしています。また、情報モラル講演会を実施して外部講師を活用してデジタル端末の使い方やSNS、課金の留意点等について学んでいます。情報リテラシー教育については、芦屋町では小学校1年生から中学校まで各学年において身につけるべき情報に関するリテラシーをまとめた、芦屋町タブレットスキル系統表を作成しています。このほかにもインターネットから情報を効率的に検索し、その信頼性と有用性を評価する方法を教えたり、オンラインで安全に行動するための方法、例えばパスワードの管理であるとか、不審なメールやウェブサイトの識別、個人情報の保護、そういったものを指導したりしております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

答弁にございましたように特にですね、芦屋町タブレットスキル系統表を作ってますね、子供たちにそういった教育をやっているということは非常に評価できるんじゃないかなと私は思います。やはり子供の時代からですね、こういったインターネットを使うっていうのは私たちの時代ではなかったことでありますけども、そういったものを使う中でですね、子供たちがモラルとかリテラシーについてですね、理解して子供たちに教育するということはですね、重要なことだと思いますし、しっかりと子供たちが成長してもですね、そういった社会の中で生きていける上のルールづくり、ルールを守るというこういう観点はしっかりと教育していただければと思います。

それではですね、要旨2に移りますけど、GIGAスクール構想の実現に向けて現在ですね、今うまく進んでいる状況にあるかなと思うんですけど、課題となってる点がありましたらお願いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長 三柵 賢二君

課題については、大きく2つあると考えております。1つは、教師のICT活用指導力の向上が挙げられます。教職員のICTスキルにおいて学校間格差があるため、ICTスキルの向上を目指した研修が求められます。芦屋町では年度当初に芦屋町に新しく異動してきた教職員に対する研修、夏季休業中に全職員対象の研修などを通してスキルアップを目指してきました。来年度からはさらに指導力のアップを図る、より実践的な研修を位置づけています。各学校の授業研究会に、福岡県のICT教育推進の第一人者である中村学園大学の山本教授をお招きして、児童生徒一人一人の特性や理解度、進度に合わせて課題に取り組む場面でのICT機器の活用や、児童生徒同士がやりとりする場面でのICT機器の活用を目指していきたいと考えています。

2つ目の課題はタブレットの家庭の持ち帰りを促進して、宿題や自主的な学習を中心とした家庭学習へ活用していくことです。芦屋町の課題に家庭学習の少なさが挙げられます。タブレットの持ち帰りにより子供たちの学習意欲の高まりと、自動採点による教師の負担軽減が図られます。タブレットの持ち帰りについては、山鹿小学校5年生が11月から先行実施していました。その間、11月29日から12月1日までの3日間、インフルエンザにより1学級閉鎖になりました。そこで、その間の宿題をタブレットを活用したものにしました。教師は教室や家庭にしながら子供たちが宿題をしたことを確かめることができます。また、間違っただ所の確認もできます。子供たちもすぐに採点されて間違い箇所が指摘されるので、取り組みやすくなっています。このような課題があると考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

1つは教員の話ですけど、今回そういった山本先生に来ていただけることで部外講師を活用してですね、そういった技術がアップする取組ってのは非常にこれも評価できると思います。持ち帰りについてはですね、やっと今、ずっと前から言っておりましたけど、やっとここに来たという感じがあります。ただし、山鹿小学校で実証しながらですね、受け入れ体制を今、整備している段階ということなのでこれについてもですね、やはり最終的には子供たちが持って帰って、また、学童なんかでもWi-Fiを使えるような環境は整っていけばいいし、家庭の中でもですね、使える状況で学習時間が子供たちが増えてですね、テレビじゃなくて学校のそういった宿題とかですね、それから予習とそういったものを取り組んでいければいいかなと思います。

それでは要旨3に移りますけど、実はですね、今回一般質問させていただいた理由の1つに国はですね、先ほども申しましたけども、どうも地域格差とかそういう点で使っていないところは「補助金を少なくしようか。」「少し削ろうか。」とかいう話が出てるという情報があったので一般質問

させてもらったんですけども、芦屋町については今、答弁がございましたようにしっかり取り組んでいただいているのはそういうことはないかと思えますけれども、ここで伺いますが、タブレットの整備にあたっての当初予算と国の補助、関係予算について伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

当初導入した際の予算から御説明をさせていただきたいと思えます。令和元年度にサーバー型の授業支援システムを搭載したタブレット端末を教師用で80台、児童生徒用で387台導入し、各学校に学習用Wi-Fi回線を整備しました。経費は1億5,900万円ほどで5年間リースで導入をしています。現在この端末は小中学校の教員及び中学生が使用しています。令和2年度には国が定めた標準仕様であるクラウド型のタブレット端末を727台購入しました。経費は3,270万円ほどで備品として購入しています。この端末は現在、小学生が使用しています。これらに係る国からの財源につきましては、令和元年度導入分は国からの地方交付税措置により毎年財源措置をされており、これにつきましては令和6年度まで継続されるということが決まっております。令和2年度導入分につきましては国の公立学校情報機器整備費補助金により、購入費の全額を補助を受けているところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今答弁がございました。今後ですね、しっかりとそういった国からの補助金もしっかり活用して有効活用の中でですね、このICT、GIGAスクール構想の実現に向けた取組を頑張っていたきたいというふうに思います。子供たちがしっかり学んでいければというふうに思います。2件目はこれをもって終わらせていただきます。

最後はですね、視覚障害者のための音声コードアプリの導入についてでございます。全ての障害者が障害の有無によって分け隔てることのない社会を目指して、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が議員立法ですけど2022年の5月に施行されました。ところが今でも視覚障害者にとっては情報の取得や利用に多くの苦勞がございました。内閣府のホームページを見ても記載されておりまして、「視覚障害のある方は必ず点字を読めるわけではありません。」と。多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得ております。文字情報を音声にする方法は補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容をコード化して、活字文書読み上げ装置を使って音声化する方法などで行っております。事実、障害者は、

自宅に届く郵便物などは、補助ボランティアに代読してもらうか、文字コード情報に変換して読み上げ装置やアプリで聞いております。視覚障害者の手帳を持ってる方のうち点字を読める人は僅か1割です。他の疾病や高齢化などで文字を読みづらい人は、全国では160万人もおられるという状況であります。そういうことでありますけども、せめてですね、そういった障害者の方がおられますので、町から送られる公的な通知文書や広報印刷物、また年金医療、各種保険などのお知らせ、公共料金の通知書そういったものはですね、こういった音声コードにして記載してですね、もらったらどうかと思うわけですけど、そういった環境もちょっと整ってないんですけども町としてですね、今後どのように取り組んでいかれるのかお聞きしてまいりたいと思います。

それではですね、初めにですね、芦屋町の障害者の情報提供の在り方について現状と課題についてお伺いしていきたいと思っておりますけども、初めに提供の状況はどうなってるのかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

それではお答えいたします。現在、町が実施しています視覚障害者への情報提供の手法としまして、1つは各家庭に配布している戸別受信機です。戸別受信機は災害時の避難情報や町からの重要な緊急情報を受信する機器でございます。町からの情報だけでなく、住んでいる自治区からの情報も配信されています。受信した情報は音声によってお知らせしていますので、視覚障害者の方も障害をお持ちでない方と同様に等しく情報を得ることができます。また、視覚障害者や文字を読むことが困難な高齢者などのために広報あしやと議会だよりあしや、こちらを音声にして提供しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今ございました「音声にしてそういった障害者の方に提供してます。」ということですけども、今の答弁では広報あしやと議会だよりですか。そういうことでありましたけども、これはどういう形にして提供されてるのかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

広報あしやを所管しております企画政策課のほうからお答えさせていただきます。この音声データは紙媒体の広報紙等を町の職員が音声録音ソフト「プレクストーク」を使用して録音し、プレクストーク対応のデジタイズとMP3のファイル形式でお渡しをしております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今の件は了解しました。ちょっと町のほうもですね、そういうことで、提供するのに工夫が要るかなと住民も時間を食うかなというふうに思います。それではですね、障害者の方ですね支援サービスの中で視覚障害者の方に対しての日常生活用具、この音声コードと同じように情報を提供する利用状況、用具としてはどういったものがあるのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

日常生活用具として視覚障害者の方へ給付しているものとしましては、情報通信支援用具いわゆる音声読み上げソフトや視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用拡大読書器などがあります。直近5年間の給付実績としましては情報通信支援用具が1件、視覚障害者用ポータブルレコーダーが1件、視覚障害者用拡大読書器が6件となっております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今「生活用具もあります。」ということではありますが、それぞれトータル8件でしょうか。そういう状況で全員に行き渡ってるかどうか分からないような状況かなと思われるので、障害者の方からすると全員には行き渡ってないし、十分に障害者の方が満足されているというふうに認識するには程遠いかなと思いますが、それ以外にですね、町として視覚障害者の方に対しての機器等の貸出し用具っていうのが準備されているのかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

機器の貸出しとしましてボランティア活動センターがございますが、そちらのほうで、点字プリンター、展示テプラ、ポータブルレコーダー、拡大読書器を、また図書館でも拡大読書器を準

備しております。借りていく方はいませんが、その場で利用される方が数名おられます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

貸出し用もありますので、できたらそのまま有効活用していただいでですね、障害者の方がお困りにならないような体制づくりも必要かなというふうに思います。そういうことでありますけれども、それではですね、ここでお伺いしますけども今の町としては障害者の方、視覚障害者の方に対してのサービス支援っていうのは、今行っている内容で十分事足りているかどうか、この見解だけちょっとお聞きいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今、私が答弁した内容で全て事足りているというふうには認識しておりません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

それではですね、「町としてまだ十分ではないよ。」っていうことでありますので頑張ってもらいたいと思うわけですが、町としてですね、現在のこの情報、ユニバーサルデザイン化を構築するに当たってのですね、町の課題は何か、これについてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

情報者、失礼しました。障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法には4つの基本理念がございまして、1つ目に情報の取得及び利用並び意思疎通の手段として障害の種類、程度に応じた手段を選択できるようにすること。2つ目に日常生活または社会生活を営んでいる地域にかかわらず、ひとしく情報の取得等ができるようにすること。3つ目に障害者でないものと同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすること。4つ目にデジタル社会において高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じ必要とする情報を取得し、利用することができることというふうにございます。これらの基本理念の一部につきましては、先ほど御説明しました戸別受信機や日常生活用具の音声読み上げソフトなどにより対応できてい

るものもあると認識しておりますが、お知らせしている情報が防災やまちのイベント情報などと限定的であります。視覚障害者の方が必要と思っている情報について、障害を持っていない方と同様に等しく受け取れているものではないという現状がございます。そのことが課題であるというふうに思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

先ほどの答弁にありましたように、まだ十分でな支援がされていないという認識があるという中で、今の答弁であったかなと思うわけですけど、それではですね、課題は今のとおりだと思うんですけど、これに対しての対策はどうするのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

課題の対策としまして、まず法の基本理念のところでも触れましたが、これからのデジタル社会において情報通信技術の活用を通じ必要とする情報を取得し、利用することができることに對する施策を今後取り入れていくことが重要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今後ともですね、「障害者の方に対してICTを活用してサポートしようじゃないか。」という取組だろうと思うんですけど、今回一般質問させていただいた理由はですね、私はこの音声コードというのがございまして、先ほどお話もありましたが、いろんなですね、障害者の方に対してのそういったサポートする手法があるわけですけど、音声コードをスマホで読み込んで聞くことができるものが今、世の中で、ちまたで使われてるというようなことであります。これはですね、実は平成の28年ですか、福島県の郡山のほうですね、市長さんが実証実験をやるということで品川市長さんですかね、1年間取り組んでおられます。

この市長さんはですね、障害者が自立して生活を営める社会インフラ整備の一環としてこの自治体情報、ユニバーサルデザイン化を進めるためにですね、このユニボイスっていうやつなんですけど、今日資料を皆さんにお渡ししております。これが私が「次、これ導入したらどうかな。」とちょっと思って提案させていただいて、行政側のほうで検討させていただいてですね、良ければと

ということだろうと思うんですけど「検討してもらえないかな。」と思って出したものです。これはですね、どういったものかという、実は、まずですね、行政側が音声コードのコード化をするためのアプリがあるんですけど、この開発は日本視覚障がい情報普及支援協会が開発して作ったアプリで、文字をですね、マイクロソフトのワードで800字以内じゃないといけないっちゃうことらしいんですけど、それを作ってそれを音声コード化したQRコードをその用紙に張り付けると。そしてここに書いてありますけど、皆さんとここに渡したところにもちょっと私、切欠をつけてもらいましたけど、QRコードのところこういう障害者の方がずっと文章きたからってこう見ていってぱっと当たったら、ここが欠けてるねって言ったところに、このQRコードがあるんですよ。これを読み込んだら、スマホのほうには、利用者のほうはアプリやっぱり入れなくちゃいけないんですけど、これをアプリはどちらなんですかね。 아이폰もアンドロイドも両方あってですね、無料でそれもアプリもインストールできます。それとですね、これ音声コード化するための費用ですけど、障害者の差別解消法ができたときにですね、そういうことでこういったソフトを開発しようということで作られたんですけど、この印刷関係の文書に関してはですね、この協会のほうがですね、無償貸与してくれてるんですよ。お金がかからない。ただ、いまお金がかかっているのは切欠のところ、そこがですね、ちょっと切り欠けするのにお金が若干かかるらしいんですけど8万部、郡山なんか8万部刷ったら3万から4万っていいしますので、実際芦屋町だったら1万円前後か、ちょっと超えるかもしれないんですけど、そういうことで作ることができて、ただ問題はやっぱり高齢者の方がスマホをかざしてですね、ぴゅっと、こうしないといけないんで、講座も頑張ってもらってるんですけど、生涯学習課・福祉課でも、そういった取組をしていただいている関係もあるので、高齢者の方がそういうインストールするのは無料でもあれですけど、大体多くの方が持っておられますし、町としてもそういったお貸しもするような仕組みをつくってるわけですから、高齢者の方が今後、障害者の方含んでですね、一番初めはやっぱり障害者の方の対応なんですけど、一般向けのやつがあるので高齢者もそれを使うことができるんですよ。だから「もう聞きづらいから。」っていう話と、あと戸別受信機の話がございました。でも個別受信機をずっと聞いているわけじゃないし、また聞き返すのもあれだし、情報については全てそこで事足りるわけでもないんで、どちらかというところこういう形で広報あしやでも何でもそうなんですけど、ここは障害者きちっとしたら当ててもらったら、アプリでしてもらったらすぐに「聞こえるよ。」っていう話がものすごく便利がいいかと思う。先進地ではですね、ハザードマップの中にも設けたりとかですね、ここに至っては、このハザードマップのこの地点のやつところにかざしたらですね、「そこはこういう状況になります。」とか、ハザードマップに使ってるとこもあったりするんですね。特にですね、今、ワクチン接種の話はまだ私のところも続いているわけですけど、そういった封筒についても今、町から来ている情報にはそういったこの切

欠はございませんよね。だからそれ当てたら使えるわけですね。そこにぴゅっというて当てたら、もう案内。で、中を開いてみたらですね、また同じようにあって、そこにいってぱっとしたら「何月何日までに予約してくださいね。」とかいう話でワクチン接種もあれですね。選挙権のやつもちょっと書いてあったみたいだけど、うちの場合にははがきで来るからあんまり関係ないですね、あれ、どちらかという。それでも当てたらいいかなと。選挙権あれば削るんですかね、ちょっと分からないですけど。あれも切欠ができるんだったらそれにしてあげたら、いろんところで使えるかなと思うんですけど、これ導入いかがでしょうかね。ちょっと見解をお聞きいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今、議員からいろいろ御紹介いただきまして、情報アクセシビリティとは年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できるようにすることです。これまでの音声読み上げソフトは専用ソフトで音声コードを作成し、専用の機器で読み込む必要がありました。言われたように手間がかかります。ユニボイスは印刷物に表示されたユニボイス用のQRコード、こちらを御自分のスマホで読み取るだけで自動で読み上げることができるようでございます。私も試してみました。すごく便利でございました。そのユニボイスの活用につきましては、視覚障害のある方のみならず、今、議員から紹介もありましたが高齢者の方、それと日本語を理解できない外国人の方などにとっても情報アクセシビリティの向上につながるものと考えております。よって、郡山市をはじめユニボイスを導入している自治体の事例、この辺を調査し、また、町で導入する際の課題等、こちらの抽出も行いまして導入に向けた調査研究を今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

調査研究していただきまして可能であればですね、そういった配慮をしていただきまして高齢者の方、障害者の方がですね、情報をしっかりと受け取ってもらって、情報ミス漏れに基づいてですね、何か行動ができないとかそういうことは避けていただきたいと思います。今のところ私もちょっと、どの程度ですね、自治体が入力しているかってのは把握しきっておりません。ちょっと調べて分からなかったんですけど、ただ言えるのは、福岡市がもう使ってると思います。実際智田課長もやっていただいてですね、そういった読み込み確認されておりますので、しっかりとこれ導入できればと思います。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長 内海 猛年君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 内海 猛年君

次に5番、萩原議員の一般質問を許します。萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

5番、萩原です。通告に従って質問してまいります。

件名1、妊娠期からの切れ目のない支援について。

芦屋町では妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対してサポートを行う子育て世代包括支援センターを開設し、気軽に相談してほしいと呼びかけています。その一環として、令和3年度から産後の育児に不安のあるお母さんと赤ちゃんのための産後ケア事業を行っています。令和3年度の利用状況は「通い」と「泊まり」の実人数が2人だったため、令和4年9月定例会の委員会でその理由をお尋ねしたところ、「周知不足」との御答弁をいただきました。何らかの対策はされたと思いますが、翌令和4年度も実員数4人と大きな変化はありませんでした。

去る11月1日、妊娠期からの切れ目のない支援として「伊達市版ネウボラ事業」を行っている福島県伊達市に行ってまいりました。この視察を通し、もちろん周知も大切ですが、重要なのは妊娠期からの切れ目のない支援により安心して気軽に相談できる関係づくりが重要ではないかと感じました。よって、芦屋町では切れ目のない支援がどのように行われているのか、これから要旨1から質問してまいりたいと思います。

要旨1、今年6月、厚生労働省は「令和4年度の出生数について、1899年の統計開始以降初めて80万人を割り込み、出生数は7年連続で減少した。」と発表しました。晩婚化やコロナ禍の影響とされていますが、芦屋町でも同様の状況なのか、コロナ禍の流行前後で出生数に変化はあるのか、具体的な出生数も含めてお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

それではお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は日本におきましては令和2年1月に最初の感染者が確認されておりますので、令和2年の前後2年間、平成30年から令和4年の出生数を申し上げます。平成30年は83人、令和元年は79人、令和2年は101人、令和3年は77人、令和4年は76人となっております。コロナ前とコロナ後での出生数の変化でございますが、妊娠から出産までの

期間を踏まえますと、令和2年12月頃から新型コロナウイルス感染症の影響が出始めているものと考えられます。令和2年と令和3年を比較しますと出生数は24人減っており、令和4年は令和3年とほぼ同数でございますので、芦屋町におきましても不要不急の外出自粛や妊娠、出産、育児への不安感など、少なからず新型コロナウイルス感染症の影響が生じた可能性があるものと考えております。ただし新型コロナウイルス感染症の影響が生じる以前から未婚化、晩婚化等により日本における出生数は減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響のみで減少したとまでは言えないと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今のお話ですと、未婚化、晩婚化がずっと全国的に進んでいくということであれば、今後もコロナが解消したとしても人口は出生数は減少していくであろうと推察できます。

要旨2、厚生労働省は令和元年度子育て世代包括支援センター事例集として31の市町村の取組事例を紹介しています。この中に視察しました伊達市の事例も紹介されているのですが、拝見したところ子育て世代の現状やセンターの課題がきちんと分析され、事業を実施していることが感じられました。

そこでお尋ねいたします。芦屋町の妊娠期から子育て中の世帯を取り巻く課題はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

妊娠期から子育て中の世帯を取り巻く課題でございますが、芦屋町の課題としましては主に3つあると考えております。1つ目は子育てに対する不安や負担の軽減。2つ目は経済的負担の軽減。3つ目は児童虐待の防止でございます。これらの課題は共働き世帯の増加や核家族化の進行、地域との関わりの希薄化、価値観やライフスタイルの多様化、家庭の抱える問題の複雑化、複合化など様々な社会的、心理的な要因が複雑に絡み合っているものがございます。これらの課題解決に向け、きめ細やかな相談支援体制の充実、子育て家庭への経済的支援、児童虐待等の予防、早期発見と被害を受けた子供と家庭への支援等に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

町が抱える課題については1点目、不安・育児の負担、あと2点目、経済的負担ですかね、3点目が児童虐待防止というお話がありました。このような課題を抱える中で、特にリスクが高い時期っていうのがあるかと思えます。町としては施策を考える上で、その点をどう考えているのかが大事ですので、どう捉えているのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

子育てに対する不安や負担、育児疲れなどのリスクが高い時期をどのように捉えているかということでございます。それにつきましては産後3か月以内と考えております。産後の母親は出産による体力の低下や赤ちゃんの誕生による生活環境の変化、ホルモンバランスの乱れ、そして慣れない育児への不安等により身体的にも精神的にも不安定になることがございます。このような変化により母親はストレスを感じやすく、産後鬱を発症してしまうこともございます。産後鬱は出産後に誰もが発症する可能性のある病気で、時期に関わらず産後1年ほどは注意が必要でございますが、多くは産後から3～6か月以内に発症するということが多いと言われております。このため芦屋町におきましては生後2か月頃にですね、赤ちゃん訪問を実施しまして体重測定による乳幼児の発育、発達状況の確認をはじめ、産後の母親の体調や育児に関する不安や悩み相談等を行っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今お話ありました産後鬱3か月から6か月、特に3か月以内が特に不安が強いということですので、先ほど冒頭でも申し上げました産後ケア事業というのは本当に重要になってくると思うんですけども、追加でお尋ねいたします。3点目の児童虐待防止についてなんですが、児童虐待については特にやっぱりリスクの高い時期っていうのはあるんでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

これも同様にですね、産後鬱が発症するところと似たような時期かなということで認識をしております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今のお話から町の課題、そして特にリスクが高い時期っていうのがある程度限定されてきていますので、抽出されてきていますので、そこに何らかの事業が施されることが課題解決への道になるのではないかなと感じました。それでは、このような課題に対して町はどのような体制で事業を実施しているのか、お尋ねしてまいりたいと思います。

要旨3、子育て世代包括支援センターの体制と事業内容についてお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

まず子育て世代包括支援センターの体制でございますが、子育て世代包括支援センターは健康・こども課内に設置しており、管理責任者として健康・こども課長、担当職員として正規職員の保健師2名の体制で運営をしております。また、センター専属ではございませんが、必要に応じてほかの正規職員の保健師や会計年度任用職員の保健師がセンター業務の補助を行っております。

次に子育て世代包括支援センターの事業内容でございますが、主に「妊産婦及び乳幼児の実情把握」、「妊娠・出産・子育てに関する相談、情報提供、助言及び保健指導」また、「必要に応じた支援プランの策定」、「地域の保健医療又は福祉機関との連絡調整」を行っております。分かりやすく申し上げますと、子育て世代包括支援センターは妊娠期から子育て期ほかにも育児の悩みなどを抱えている保護者が、どこへ相談に行けばよいか迷ったときに頼れる場所でございます。具体的な業務としましては、母子健康手帳いわゆる母子手帳の発行や、乳幼児健診のときなどに保健師等が妊産婦や保護者の個別の悩みや不安、育児中の疑問などがあれば話を伺い、相談内容を確認した上で必要な情報の提供や、相談者一人一人に合ったアドバイス、解決方法などを一緒に検討をしております。また、関係機関と連携を図りまして、支援が必要な妊産婦、乳幼児がいないかの確認や情報共有などを行うとともに、保健師等による面談や家庭訪問など、適切な支援が継続してできるよう保健・医療・福祉分野の関係機関との連絡調整等などを行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

主に子育て世代包括支援センター、相談の窓口っていうことですが、相談実績は大体どれぐらいあるのか。あと支援計画策定数や困難事例の対応件数などその辺を少し伺いできますか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

それではお答えいたします。

まず子育て世代包括支援センターにおける相談実績でございますが、令和4年度の実績としまして、主に妊婦を対象とした電話、訪問、来庁時に行う面談を合わせて80件でございます。また、支援プランのことににつきましてということで御回答させていただければと思いますが、まず支援プランの策定につきましては、関係機関の密接な連携の下でより手厚い支援や継続的な支援、関係者の調整等が必要と判断される妊産婦や乳幼児、保護者や家庭などを対象として作成するものでございます。具体的には、妊娠や育児への不安があり、より密なモニタリングが必要な方、心身の不調や病気、障害などを持たれている方などがこのプランの作成対象となります。芦屋町における支援プランの策定数でございますが、令和4年度に4件策定しております。

なお、支援が特に必要となるハイリスク、危険、困難といったところの件数につきましても支援プラン策定数と同数の4件でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

次に参ります。

要旨4、産後ケア事業についてお尋ねしてまいります。初めに産後ケア事業の概要をお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

産後ケア事業につきましては、産後の母親は育児に不安を抱えたりですね、出産や育児疲れから体調を崩したりするなど、心も体も不安定になりやすく、心理的・身体的なケアが必要となる

場合がございます。このため、産後に育児等の支援が必要な母親を対象に宿泊や日帰りでの通所、自宅に訪問するサービスを提供する産後ケア事業を実施しておるといったところでございます。具体的には、「母親の心と体の休息」、「授乳の相談・指導」、「育児に関する相談・指導」などを行っております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

具体的な利用の金額等をお願いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

それではお答えいたします。

芦屋町におきましては令和3年度より本事業を開始し、令和3年度は2名の方が延べ5回、令和4年度は4名の方が延べ5回利用をされております。金額等につきましては、すいませ所得等によってですね、ちょっと変わったりしておりますのでちょっと今資料を持ち合わせておりません。申し訳ありません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

私の記憶では課税世帯、ちょっと後で申し上げますけど、課税世帯で5時間程度で2,000円、非課税世帯で500円だったかと思います。今、2時間っていうのも設定されてまして2時間程度で1,300円、非課税世帯で無料だったかと思います。また、確認していただきたいと思います。

では要旨4の続きにまいります。令和4年度の委員会の際に、産後ケア事業の利用者が少ない理由は周知不足というふうな御答弁がありました。その後も周知はされたかと思いますが、昨年度も利用者は大きく変化はございません。利用者が増えない理由、原因について所管課としてはどうお考えなのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

まず産後ケア事業の周知につきましてでございますが、事業開始後、母子手帳の交付時や乳幼児健診等で事業内容や利用方法などを説明し周知を図っております。しかしながら、現状多くの方が利用されているという状況にないことは認識をしております。利用者が増えない原因としては、「産後ケア事業を必要と感じていない。」、また、「現に必要としていない。」方が一定数おられることと考えております。実際に、事業内容の説明の際に、利用対象者の方から「近くに頼れる両親や祖父母等がおり必要ない。」などの声をいただいております。また、本サービスを利用するためには、サービスの種類や世帯の所得の状況によりまして自己負担が必要となりますので、「費用負担までして利用したいとは思わない。」といった金銭的なことがネックとなっているという可能性もございます。本事業につきましては、利用された方から「利用してよかった。」「また利用したい。」といった声もいただいておりますので、多くの方に利用していただきたいという気持ちはございますが、本事業の目的からも、必ずしも多くの方が利用されること、また、人数が増えれば増えるほど良いとも言えない部分もございます。全ての妊産婦の方に本事業を必ず、また、直接説明させていただいている状況を鑑みますと、現状のニーズとしてはこのような状況にあるといったような見方もできるものとお考えしております。しかしながら、母子の置かれている現状は日々刻々と変わるものと考えておりますので、必要な支援につなげられるよう相談支援業務の中で、個々の方に寄り添った支援ができるよう引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

なお、令和5年度から利用者の利便性等を向上させるために、先ほど議員からもありましたが短時間利用ができる通所型サービスや、同じく短時間利用できる居宅訪問型サービスを新たに提供しております。また、利用のたびに申請する必要があるように、「産後ケア事業利用決定証明書」いわゆる「産後ケアパスポート」と呼んでおりますが、これを発行しております。これらの効果もありまして令和5年度は昨年度より利用者が増えている状況でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

「必要と感じていない。」っていうことですが、一度利用すれば2度目につながっているという今お話もあつたんですけど、本当に御近所に御家族がいらっしゃるのかすれば、「誰かが見てくれるから」ということもあるかもしれませんが、皆さんそうではないかと思えますし、本当に育児疲れしたお母さんもいらっしゃるんじゃないかと思えます。年間70人ですので、さっき利用が令和3年が2人、令和4年が実人数4人ですので、その辺を少し考えていく必要があるんじ

やないかと思っております。物価高騰で赤ちゃんのためにですね、お金を使ったとしても、自分のためになかなかお金を使わないっていうこともあるかもしれません。先ほども申し上げましたけど、一度利用してもらえば何回か利用はされてますので、やはり行っていただければ「よかった。」っていうことにはなるんだろうと思います。

それでは、そこで妊娠期や子育て期でリスクの高い時期は産後4か月間までと1歳過ぎ頃と分析しています。その時期の支援強化に取り組んでいる福井県大飯郡高浜町の事例を御紹介いたします。高浜町は面積72.4平方キロメートル。10月末現在の人口が9,709人、出生数は約70人ほどだそうです。海に面した町で規模的にも芦屋町に酷似した町です。こちらの町も産後、ご家族等から十分な家事や育児等のサポートが受けられない方や、心身の疲れが過度となり育児に不安等があるお母さんと赤ちゃんのための産後デイサービスを行っています。芦屋町が行っている産後ケア事業との違いですね。違いは、1点目「町が直営で行っていること」、2点目「利用料を一部町が補助していること」、3点目は「場所を町内に専門機関がないため、町の特性、資源である旅館を活用し、ランチやお母さん同士の交流を図っている。」ということです。1回の利用につき食事ありで1,500円、昼食なしで500円、助成数4回まで、定員1日4名で週1回開催されているそうです。利用状況につきましては産婦の80%と高く、連携している4か所の旅館で開催しているようですが、キャンセル待ちの状態とのことでした。では、なぜこのように支援体制が手厚いのか、そこを疑問に思いましたので、担当の保健師さんにお尋ねしたところ、町の課題分析した結果、「お母さん自身が大事にされていない。」と感じていたことだそうです。そうであれば、「子供をかわいと感じられなくなり、児童虐待等にもつながる危険性がある。」そのため、高浜町では特にリスクの高い産後5か月までの間、お母さん自身のケアに重点を置き、「産後デイサービスの利用時はお母さん方にゆっくりとした時間を持ってもらっている。」とのことでした。ほかには、妊婦さんと産後のママと赤ちゃんが参加できるスマイルマルシェを月1回開催し、妊娠・出産・育児の相談や妊婦さん同士の交流に加え、アロマ、マタニティストレッチなどのメニューも選んで利用できるようにしているそうで、利用状況は25組から30組とのことでした。月1回開催しているため、保健師さんや助産師さんとのママたちの顔なじみということで、相談しやすい関係もおのずとできていくというお話がありました。

芦屋町の、先ほど課長は産後ケア事業についての説明の中で、他町の助産施設も使えるようになっていきますので、芦屋だけで直営で芦屋町の場合運営しておりません。なので、高浜町と同じものをするという事は難しいかもしれませんが、産後リスクの高い時期の支援強化を図るということは育児ストレスの軽減や虐待予防につながるのではないかと考えます。高浜町の保健師さんが言われたように、芦屋町のお母さんも「自分が大切にされていない。」と考えているかもしれません。このような取組をですね、芦屋町の課題、先ほど冒頭に課長も言われました3つの課題

のですね、解決にもつながっていくものではないかと思いますが、産後デイサービスの導入を検討するお考えはないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

それではお答えいたします。

現状といたしましては、今おっしゃられたようなサービスをちょっと提供しておりませんので、先ほど説明させていただきました産後ケア事業といったところで、サービスを提供しているといった状況でございます。ただ、先ほど言われました他の先進地の状況とかを全て承知しているわけではございませんので、そちらについてもいろんなリスクの軽減という観点からも調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

芦屋町でも、産後のお母さん自身のケアやお母さん同士の横のつながりっていうのはとても大事になってきますので、ぜひとも調査研究し、いろんな自治体の先進事例もございますので、ぜひともそういうのも取り入れて今後のリスクの高い時期の支援強化に努めていただきたいと思えます。

要旨5、育児パッケージについてお尋ねいたします。

妊娠時や出産前は問題なかったとしても産後の体調や育児で困ることはあると思います。そのようなとき、要旨4でも取り上げた産後ケア事業につなげることが大切であります。そのためには、それまでに妊婦の方々と子育て世代包括支援センターが気軽に相談できる顔の見える関係を構築しておく必要があります。例えば、視察した伊達市では育児パッケージを導入しております。事業内容としては保健師さんや相談員が妊娠8か月頃に全妊婦の御自宅に訪問し、市が子育てを見回っていることを伝え、育児用品をプレゼントするとともに出産の準備等を妊婦さんと一緒に考えるといった取組です。効果としては、顔の見える関係をつくることで産後の支援につながるといった話がありました。実際、この事業を導入したほうが訪問しやすくなったとのことで、全妊婦の7割以上の方に対して訪問で手渡しているそうです。それ以外は、里帰りや入院等で直接渡せないケースで訪問できない場合も、電話等で全妊婦の状況を把握しているとのことでした。そのため産後ケア事業についても出産後すぐに支援につなげられるようになったと話がありました。産後の支援を強化するための体制づくりとして、この育児パッケージの導入をしていただく

ことはできないのでしょうかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

育児パッケージサービスの導入についてでございますが、これらのサービスを行っている自治体が徐々に増えているという状況にあると感じております。育児パッケージサービスにつきましては、議員の御説明もありましたが、保健師等による出産後の家庭訪問や面談後に、育児に必要なグッズが詰まった育児パッケージや産後ケア事業などの子育て支援サービスが利用できる券などをプレゼントするといった事業でございます。この事業は妊娠8か月頃の妊婦や産後の母親等との面談に結びつけるといった観点から実施されている自治体が多くございます。現在、芦屋町におきましては育児パッケージサービスを実施はしておりません。これは全妊婦との面談や出産後の訪問等を実施できておりまして、妊産婦との面談に結びつけるという観点から、この育児パッケージサービスを実施する必要はないものと考えているからでございます。また、育児パッケージサービスを実施する経費につきましては、国が交付しております「出産子育て応援交付金」等の補助対象となります。しかし、芦屋町におきましては妊娠届時と出生届時に各5万円を現金で給付します「経済的支援」に交付金等を活用しております。このため育児パッケージサービスを実施する場合は、単費いわゆる全額町費で実施する必要があるといった事情もございます。また、育児パッケージを交付金等によらず、自治体からのお祝いの意を込めまして単費で実施している自治体もあるようでございますが、芦屋町では第一子に5万円、第二子に10万円、第三子以上には20万円の芦屋町商工会発行の商品券を交付する出産祝金を町単費で実施しております。以上のことから、現時点で育児パッケージサービスを実施するという予定はございません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

芦屋町では皆さんにお会いできているので、必要ないということですので、それはまた、町民の方のお話等も聞いてまいりたいと思います。

次に、電子母子手帳「母子モ」について御提案させていただきます。こちらは今年の9月から遠賀町でも導入しているアプリで、北九州市等でも導入しております。従来の冊子の母子手帳と併用となるのですが、機能の1点目としてはお子様の成長の記録、赤ちゃんの写真や日々の記録、お母さんや赤ちゃんの体重を入力すると自動でグラフになり、簡単に変化を確認できます。2点

目は必要な地域のイベントや育児生活情報が手に入る。3点目は予防接種のスケジュール管理です。出産日と実際の接種日に応じて最適な接種日が自動的に表示され、接種予定日に近づくと事前にプッシュ通知で知らせてくれる仕組みとなっています。初めてつかまり立ちをした日や、歩いた日など記録しておくことが大切ですが、母子手帳を取り出して書き込むということは手間でありつい忘れがちになります。常に持ち歩いているスマホのほうが便利ではないかと考えます。遠賀町ではこのアプリでアンケートも実施しており、妊婦さんや子育て世代の利便性の向上につながるのではないかと思います。導入していただけないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

電子母子手帳、いわゆる「電子手帳アプリ」の導入についてでございますが、近年では福岡県内の自治体におきましても導入が進んでいる状況で、近隣では遠賀町で今年度導入をされております。先ほど母子手帳アプリの機能としましては、議員御説明いただきましたので割愛をさせていただきますが、やはりメリットとしては予防接種の管理ですね、スケジュール管理。それから妊娠子育ての記録というのがスマートフォンで手軽にできるといったことに利点があるといったところが言われております。一方で、やはり手書きの手帳に自分でですね、自由に書いたりいろんな絵を添えたりしてですね、「出生の記録」としてですね、紙ベースがいいといったこともちょっと一方であるとは伺っておりますが、そういった今の時代に応じた取組といったのが必要になるのかなと思っております。また、自治体が「電子手帳アプリ」を導入している場合でも、これも先ほどちょっと御説明ありましたが、従来の母子手帳がやはり必要になるといったことがございます。特に予防接種につきましては、過去に同じ病院で接種しカルテに記録が残っている場合でも、母子手帳を忘れると基本的には受けられないといったようなこと等注意すべき点もございます。いずれにしましても、ICT活用をした子育て支援策の一つとして母子手帳アプリの導入につきましては、導入に向けてですね、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

先ほど松岡議員も言われました障害の方皆さんに、そういったデジタル化を進めていくってことですので、ぜひともこちらのほうも調査研究を進めていただきますようお願いいたします。

要旨6、妊娠期からの切れ目のない支援体制の充実についてお尋ねしてまいります。まずは、芦屋町ではどのような切れ目のない支援を行っているのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

芦屋町における取組としまして、「妊娠期」と「出産後の子育て期」ということで分けて説明をさせていただきたいと思っております。

まず妊娠期でございますが、主に4つございます。1つ目は母子手帳の交付時に保健師等が行う「妊娠・出産・育児に関する相談や情報提供」、2つ目が安定期に入る妊娠5か月頃に妊婦の体調確認や不安や悩み相談などを行う「保健師による電話」、3つ目が妊娠8か月頃に行う「郵送アンケートによる状況確認と希望者への面談」、4つ目が出産予定の母親・父親を対象に年3回助産師による赤ちゃんを迎えるための話や、お風呂の入れ方の実習などを行う「ハロー！Baby教室」でございます。

次に「出産後の子育て期」でございますが、主に7つございます。1つ目は出生届時に保健師等が行います「育児に関する相談や情報提供」、2つ目が生後2か月頃に体重測定による乳幼児の発育・発達状況の確認をはじめ、産後の母親の体調や育児に関する不安や悩み相談等を行う「赤ちゃん訪問」、3つ目が4か月・10か月・1歳6か月・3歳児を対象に、それぞれ身体測定・小児科診察等を行います「健康診査」と「保健指導」、4つ目が2歳児を対象に歯科診察やフッ素塗布を行います「歯科相談」、5つ目が産後に育児等の支援が必要な母親を対象に宿泊や日帰りでの通所、自宅に訪問するサービスを提供する「産後ケア事業」、6つ目が臨床心理士が発達についての相談や心を育てる援助を月1回行う「ほほえみ相談」、7つ目、最後になりますが、離乳食や育児食のポイントなど調理実習を通じまして参加者同士の交流も深めていただきながら学ぶことができます「ぱくぱく料理教室」を行っております。

なお、4か月健診等、それから2歳児の歯科相談の際には必ず保健指導を行っておりますので、母子の健康状態の確認や子育ての不安や悩み相談等もこの場でちょっと行っているといった状況でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

ハロー！Baby教室の利用状況はどうなっていますか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

令和4年度の実施件数としましては11件でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

年3回で合計で10件ということでありましたら、1回が大体3組ぐらいかなというふうにちょっと推察しますけども、あと5か月頃に全妊婦に電話され、妊娠8か月頃にアンケートを行い面談ですかね、相談がある方希望者の面談をするといろいろと取り組んでおられると思いますが、特に先ほど課長が言われたように「一番リスクの高いのは大体生後3か月ぐらい」だと。今の話をスケジュールで見ると、交付時、あと5か月頃の電話、そして8か月のアンケートっていうのがキーポイントになって、生後2か月のときの新生児の訪問のときに、しっかりと次につなげていくことが大事になってくるんじゃないかなと思うんですけど、なかなか交付時に面談し、そしてそのあと5か月頃にですね、電話がかかってきてどの程度アンケート、8か月のときにも面接して希望があるんでしょうか。御相談、そこでどれぐらいあるんでしょうかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

面接希望者の割合はすいません、ちょっと承知しておりませんが、やはり必ずその希望制となっておりますので、面談自体はそんなにちょっと多くないのかなという認識はしておりますが、数については承知しておりません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

ハロー！Baby教室の利用状況から考えても、なかなかその電話で役場の方に御相談するっていうのはやっぱりちょっとなかなかハードルが高いので、それほど多くないじゃないかなという

のはちょっと推察できるところです。例えばですね、先ほどお話ししました視察した伊達市では、伊達市版ネウボラ事業を展開しております。「ネウボラ」はフィンランド語で「アドバイスの場、信頼・安心して相談できる場」を意味しています。そもそも、ネウボラとはフィンランドの子育て支援施設ネウボラを参考に、妊娠・出産から子育て期まで保健サービスと子育て支援サービスが一体となったワンストップによる切れ目のないサポート体制のことで、先ほど御提案した産後デイサービスや育児パッケージサービス、母子モなど双方がつながるためのツールの一つとして捉えていただければいいと思うんですが、一番重要なのは妊婦さんと子育て世帯の方々と子育て世代包括支援センターとの顔の見える関係づくり、つまり、相談窓口としての機能を生かすために信頼関係をしっかりと築くことではないかと思えます。

伊達市では支援体制の充実を図るために、妊娠期から就学前までは同じ人が担当するネウボラ保健師を配置しています。各保健師の方々は携帯電話を持ち、アクセスしやすくしているとのこと。初めての面接のときに連絡先を交換し、気軽に相談できる体制を整えていました。「困っているとき以外にも、うれしいことがあったときでも連絡がある。」というお話ですので、かなり信頼関係は築けているんじゃないかなと感じました。困っていてもですね、人は簡単に相談しないものです。だからこそ、どうしたらもっと気軽に相談してもらえるか考えるべきです。方法はどうであれ、この携帯を持つとかそういった具体的な手法ではないんですが、もっと切れ目のない支援を強化していただくことはできないのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

先ほどの今の御質問でございますが、信頼関係を築くための手法として、今以上の連絡ツールといったものが構築できないかといったような御質問と捉えて答弁をさせていただきます。

まず芦屋町の現状でございますが、先ほど議員御説明ありました「ネウボラ」といったような、ある意味同じ担当者が継続してですね、サポートするといった体制にはちょっと残念ながらありません。お互いに信頼関係が築きやすい、また、問題の早期発見、予防、早期支援につながるといった点では有効な手段の一つかなとは考えておりますが、当課の体制や3～5年のスパンで専門職である保健師も人事異動等があることを考えますと、難しいのかなと考えております。また、連絡ツールの一つとして、事例として今携帯電話といったところがちょっと持っているところもありますよ、というお話がございましたが、こちらにつきましても現状としては携帯電話を持たせてですね、ちょっと相談体制を構築するといったようなことはちょっと考えてはおりません。また、そういった連絡ツールを構築するといったところで、近年SNSといったところをち

よっと活用する、例えばLINEといったようなところが、使って相談するといったところも徐々にできていっているのかなというところがございます。そういった意味では、若年層の相談ツールとしてはですね、LINEなどのSNSを活用するといったことは有効な手段なのかなと思う一方で、LINEなどのSNSはですね、住民等への適切な情報伝達、行政サービスのアクセスの向上の観点からは非常に有効なツールではございますが、一方で令和3年頃になりますが、LINEの個人情報等の管理上の懸念ということが示されまして、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターからですね、いわゆるこういったものを利用する上での「ガイドライン」といったものが出てきております。このガイドラインにおきましては「個人アカウントでの機密性を有する情報や個人情報が取り扱われることは、通常行政主体のセキュリティポリシーにおいて認められていないものであること」また「相談内容等の機密性を要する情報等がLINE社側に残らず、これらの情報は委託先等のデータベースに直接格納・保管されるシステム構築とすること」などが示されております。このため相談ツールとしてですね、LINEなどのSNSを活用する場合は、本ガイドラインや芦屋町の情報セキュリティポリシーに基づきまして、システム構築をすることが必要といったことで、いわゆる手持ちの携帯でのLINEでやりとりするということは、なかなかセキュリティポリシー、それから体制、運用面とかなりハードルが高いと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

携帯電話が難しいというお話ですが、そもそも別に携帯電話に頼る必要はなくてですね、先ほど高浜町では月1回スマイルマルシェを行って多くの方が参加されております。つまり、保健師さん、子育て世代包括支援センターの方々と、妊婦さんや子育てを取り巻く皆さんが話ができるような関係性をどう構築すればいいかということですので、ただ携帯電話がどうこうという話ではないかと思うんですが――。その辺についてはどうなんでしょうか。何かそういった相談できる関係性を、もう少しいろんな手法で御検討いただけないかということで、これは一つの御提案であります。それについてどうでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

信頼関係をつくるいろんな手法ということで、芦屋町では先ほど少し御説明させていただきましたが、例えばですけれども「ぱくぱく料理教室」とかそういったところで親同士がですね、交

流する場っていうところも設けたりしております。その中で、やはり信頼関係を築く保健師と乳幼児、それから親御さんと関係を築くといったことは重要になるかと思いますので、その辺も含めてですね、まずは現在、取り組んでいる各種取組の内容を見直す。ある意味、一回やってる事業を整理しまして、その中で、まずできることを考えつつ、それ以降につきましては先進地事例の取組とかがあると思いますので、それを参考にしながら調査研究をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

町もリスクの高い時期っていうのは把握されておりますので、そこにどうつなげて、焦点を合わせていくのか事業展開をよく検討していただきまして、今後の事業につなげていただければよいかと思います。

最後、要旨7、令和6年度に設置するこども家庭センターの体制について、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

現在、令和6年4月1日に、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合し、全ての妊産婦、子育て世帯、子供の包括的な相談支援等を行いますこども家庭センターを健康・こども課内に設置するため準備を行っているところでございます。こども家庭センターの設置に当たりましては、実施体制としまして組織全体のマネジメントができる責任者であるセンター長を1名、母子保健及び児童福祉双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することができる統括支援員を1名配置する必要があるとございます。このため、芦屋町のこども家庭センターの体制として、センター長として健康・こども課長、統括支援員として母子保健及び児童福祉双方の業務に精通した当課の保健師を配置するとともに、児童福祉分野を担う社会福祉士と他業務と兼務という形にはなりますが、母子保健分野を担う保健師を配置しまして、実施体制としては5名程度でスタートできればと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

令和6年度の国の事業も見据え、こども家庭ソーシャルワーカーの配置はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

こども家庭ソーシャルワーカーにつきましては、子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、令和4年6月の児童福祉法の改正により、子ども家庭福祉分野の新たな資格として創設されることになったものでございます。現在、厚生労働省の専門部会で令和6年4月の制度運用開始を目指し、準備が進められているところでございます。こども家庭ソーシャルワーカーは、虐待を受けた子供の保護や要保護児童、それから要支援児童等の在宅支援など、子ども家庭福祉に係る相談援助業務を適切に行うことができる能力を有すると客観的に認められる者が取得できる資格として、主に児童相談所、それから市区町村、地域の子育て支援機関、児童福祉施設などの職員が取得することが想定をされております。このため、こども家庭に関する専門的な知見を有するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を持った職員を配置するといったことも、今後、必要となる可能性はあるものと考えております。しかし、現時点におきましては制度開始前でございますので、具体的に配置を検討している状況にはございません。芦屋町におきましては、まず、現状の人材を活用していく考えのもと、実施体制を整えていくこととしております。ただし、母子や児童要保護、要支援家庭等をサポートする業務は今後、件数、深刻度ともに高まってくる可能性や、既存の枠組みでは支援の届きにくい課題、また、相談支援機能のさらなる充実強化を図るという法改正の趣旨を鑑みますと、今後、こども家庭センターの業務量は拡大していく可能性があると考えております。現時点では、先ほど御説明しました実施体制でスタートする予定でございますが、その後の業務の実情を踏まえまして、必要に応じて体制の見直しを図っていくことができればと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

体制の強化は今後図っていただければと思いますが、今回いろいろと御提案させていただきましたが、子育て、妊婦さんや子育て世代に関わる保健師さんの仕事量が重要です。適正な担当数、仕事量でなければ、良い支援はできないのではないかと考えております。例えば伊達市ではです

ね、保健師さんのほかに育児経験のある相談員さんを配置していました。また、伊達市高浜町では助産師さんが配置されていました。今後、芦屋町の子育て、子供たちをサポートするために様々な専門職がタッグを組んで支援に当たることは重要ではないかと考えます。令和6年度設置の子ども家庭センターの職員配置を強化していただくことはできないのでしょうか、再度お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

先ほどの答弁と繰り返しになりますが、現状としてはですね、現体制のもとでスタートしたいと考えておりました、具体的に人員が増えるとか専門職が増えるといった予定はございません。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今後また、いろいろと課題も増えてくると思いますので、やっぱりいろんな方のお知恵を借りながら、子供たちのために町もいい方向に進めていただければと思います。最後に高浜町ですね、ホームページを拝見すると、妊娠前、妊娠中、産後と利用できる事業がですね、すぐに分かるようになっていて、ここで出産するのが非常に安心だなと感じられるようなホームページでございました。芦屋町もですね、子供たちはとても大切です。出生数も少なくなっております。ホームページだけでも、町のメッセージが伝わるっていうことを今回感じる事ができました。そして子供たちは芦屋の宝です。子供たちが元気で、そして健やかに育ち、そして出産したお母さん自身のケアにもですね、ぜひ重点を置いた今後事業が展開されますことを願ひまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長 内海 猛年君

以上で、萩原議員の一般質問を終わりました。

しばらく休憩いたします。なお、13時10分から再開します。

午後11時55分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長 内海 猛年君

再開します。

次に2番、田中議員の一般質問を許します。田中議員。

○議員 2番 田中 太君

2番、田中です。どうぞよろしく申し上げます。それでは、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

件名「教育環境の現状について」です。

近年、学校教育現場ではいじめ、不登校問題、保護者また、その関係者からの過剰な要求など、学校だけでは対応できない困難な事案が多く発生しております。これらの事案に対応するために教員の負担が増え、教育における専門性を発揮できない状況であります。また、教員の成り手不足や20代の若い教員の離職などといった問題に直面しております。芦屋町の教育環境をさらに充実したものにするためには、新たな対策が必要ではないかと考えております。この点について現状やお考えをお伺いしたいと思います。

要旨1、教員不足という問題について、芦屋町での現状をお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長 三樹 賢二君

年度当初は担任の欠員はありませんでしたが、指導法工夫改善など習熟度別の分割授業を行うための教員に不足が生じていました。また、病気休暇、産前産後休暇、育児休業による代替教員に欠員があり、いまだに完全に補充ができていない状況です。現状では芦屋小学校で学級担任が1人病気休暇となり、主幹教諭が担任を代行している状況です。これによる混乱はありません。山鹿小学校で担任外が1人欠。これは育児休業で、いまだ代替教員は未配置となっています。併せて山鹿小学校の町雇用の指導方法工夫改善教員が1人欠となっています。

以上です。

○議長 内海 猛年君

田中議員。

○議員 2番 田中 太君

それでは、教員に欠員が生じている原因についてどのように考えておられますか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長 三樹 賢二君

本年度実施した福岡県の来年度の教員採用試験の結果によると、小学校では募集定員600人に対し応募者は696人、応募倍率は約1.2倍となります。2次試験合格者は512人、600人に対して512人ですから、この時点で88人の定員割れとなっています。中学校では募集

定員340人に対し応募者は784人、応募倍率2.3倍。2次合格者は395人となっています。この時点で教科別の欠員が出ており美術科が7人、技術科が7人、家庭科に3人の定員割れとなっています。このように教員数が当初から定員割れとなっているのが、教員に欠員が生じている原因であります。このようになったのは教員の志願者数の減少が挙げられます。教員離れの背景には、長時間労働などの厳しい職場環境が報じられ社会問題化したことが大きいと考えています。また部活指導の問題や、近年の保護者対応の難しさも若者の教員離れに影響を与えていると思われます。そのほかには産休、育休の取得者が見込みより増加した。特別支援学級数が見込みより増加した。病休者数が見込みより増加したことによる教員不足もあると思われます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

田中議員。

○議員 2番 田中 太君

この教員不足という問題に対して、県や町では人材確保の対策としてどのような取組がされているかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長 三桝 賢二君

県の教育委員会では講師の事前登録制度を導入して、教員免許は持っていますが学校現場から離れている人、いわゆる「ペーパーティーチャー」を対象に説明会を開催したりしています。また、現職教員に対して定年退職後の再任用希望者についての調査回数を増やして、できるだけ再任用に応募してもらえよう声掛けを行うなどの対策をとっています。また、採用試験に関しては大学等推薦特別選考、これは学業成績が優秀な学生さんのうち公立学校教員としての適性があるとして大学等が推薦する者を対象として第一次試験を免除。それから社会人経験者特例。教員免許を持っていなくても2年間で免許をとれば採用するとか、あるいは大学3年生チャレンジ特別選考の導入など、いろんな採用試験の工夫をしておりますが、教員不足の解消には至っておりません。芦屋町では、町雇用の教員について広報あしやで募集したり、新聞折り込みの求人募集紙に応募をお願いしたりしてはいますが、教員不足の解消には至っておりません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

田中議員。

○議員 2番 田中 太君

教員不足についてテレビや新聞などで報道されていますが、この芦屋町でも教員が足りず過酷

な労働環境だということが分かりました。教員は学習指導を行うために事前準備（教材研究）を行い、授業そして放課後にはノートや提出物チェック、指導力アップのための校内研修などに多くの時間を要すると言われていています。そのほかにも、いじめや不登校、学校内での事故など日々様々な問題の対応や保護者からの過剰な要求対応などに、学校はかなり苦慮されているのではないかと拝察します。そこでお尋ねいたします。

要旨2、小学校の教育現場が抱える問題について。小中学校におけるいじめに対する指導についてお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

学校におけるいじめ問題に対してはいじめ防止対策推進法に基づき、学校及び教育委員会において「いじめ防止基本方針」を定め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組を組織的かつ意図的・計画的に実施しています。主な対応としては4つです。

1つ目は子供のプライド——、自尊心と意思を尊重し気持ちに寄り添って一緒に考えることです。2つ目は加害者の心情や背景をつかみ、傷ついた被害者の気持ちなどに気付けるように根気強く話し合いをすることです。3つ目はいじめの解決に向けた指示を学校やいじめ防止の関連機関などに相談することです。4つ目は親子の生活の構築、子供を認めて褒める、親子で被害者に謝罪するなどの対応を行うことです。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

田中議員。

○議員 2番 田中 太君

それでは増加傾向にある小中学校における不登校児童生徒に対して、どのような取組をされているのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

不登校児童生徒に対する取組では教育機会確保法、正確には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」といいますが、これに基づく支援を行っています。不登校児童生徒が年々増加する中、文部科学省では誰一人取り残されない学びの保障に向け

た不登校対策、通称「COCOLOプラン」と呼んでいますが、これを本年3月に取りまとめています。主な取組としては3つです。1つ目は不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えることです。2つ目は心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援をすることです。3つ目は学校の風土の「見える化」を通して、学校をみんなが安心して学べる場所にするということです。この3つです。

芦屋町では魅力ある学校環境づくりのため、安心して通うことができる学校づくり、習熟度別の指導や基礎学力の定着に向けたきめ細かい教科指導、及び学活などの特別活動や体験活動を通じて学習意欲を育む指導を行っています。また、スクールソーシャルワーカーと連携し、不登校の児童生徒に対し、きめ細かく柔軟に対応できるよう定期的に小中学校を巡回し、児童生徒や保護者からの相談に応じています。また、中学校には不登校対策支援員を配置し、校内に「ほっとルーム」や「リフレルーム」を設け、生徒の居場所づくりに努めています。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

田中議員。

○議員 2番 田中 太君

P T A活動のあいさつ運動で中学校の校門に立つことがあります、先月まで登校すらできなかった生徒が小さな声で挨拶し登校してきた姿を見ました。不登校対策支援員の配置が必要ですが、きめ細やかな取組は大変評価されるものだと思います。それでは、そのほか近年学校現場で苦慮されていることはありますか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

生徒指導において問題行動の未然防止、早期発見及び早期対応の取組が重要であることは先ほど申したとおりですが、学校は特定の教員だけで問題を抱えることなく、教職員が一体となって組織的に対応し、教育委員会は学校が適切に対応できるようサポートすることに心がけています。学校での事故や生徒指導上の問題が発生した際、学校だけでは対応が困難な場合があるため、教育委員会では学校と連絡を密にし、必要に応じて町の指導主事を派遣する、県の指導主事の派遣を依頼するなどの支援を行っています。最近の例では、学級運営に対する妨害行為を繰り返す児童生徒についての対応策を検討するため、学校、教育委員会、健康・こども課のほか、スクールソーシャルワーカー、県教育委員会の指導主事、保護司、警察のスクールサポーター、少年補導員、児童相談所、児童委員などを交えての意見交換、情報の共有、対応策の検討などを行ってお

ります。そのほか法的な問題がある場合には、教育委員会を通じて町の顧問弁護士へ相談し、弁護士からアドバイスを受けることもあります。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

田中議員。

○議員 2番 田中 太君

弁護士へ相談できる体制はできているものの、学校から教育委員会を通じて弁護士へ相談、これは又聞きとなり、即応性に欠けるものだと考えられます。学校で発生する様々な問題について弁護士から学校へ直接助言・アドバイスをするスクールロイヤー制度についてお尋ねいたします。スクールロイヤーについて簡単に御説明していただけますでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

スクールロイヤーについては正確に定義されたものではありませんが、文部科学省では児童生徒への教育上の配慮や管理職、スクールカウンセラー等の学校関係者との連携など、学校の事情等に精通し、迅速な初期対応と継続的な支援を行う専門人材のことをスクールロイヤーと呼んでいます。主な職務としては学校や教育委員会からの法務相談への指導助言、コンプライアンスや紛争予防に関する教職員への研修、トラブル発生時の初期対応などがあります。

具体的に想定されるものとしては、いじめ・虐待や子供の問題行動等への対応、保護者の過剰な要求等への対応、体罰やセクシュアルハラスメント、生徒指導上の問題等への対応、学校での事故などです。スクールロイヤーは中立な立場から指導助言などをするため、問題が訴訟案件となった場合、スクールロイヤーが学校もしくは教育委員会の代理人として活動することはできないとされています。この点が顧問弁護士とは異なります。

現在、国は都道府県及び政令指定都市の教育委員会へ弁護士等への法務相談経費について、令和2年度より地方交付税措置をしている状況です。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

田中議員。

○議員 2番 田中 太君

学校教育現場での問題は複雑化・多様化しております。学校教育課長からお答えしていただきたいいじめや不登校、保護者からの過剰な要求などの対応だけではなく、その他多くの問題が身近

にあります。これらの問題を学校だけで対応するのは困難だと考えられます。教育問題に特化したスクールロイヤー導入により、子供の安全確保、生命や身体の安全に関わる重大事案の防止、学校と保護者の合理的な関係調整による信頼関係の維持・確保、教員にとっても安心・安全の働きやすい環境の確保など大きな効果があるものと考えます。特に、スクールロイヤーのサポートにより教員が諸問題に対応する時間が軽減され、より一層子供と向き合い、個別学習指導や子供の課題や状況に応じたきめ細やかな指導をすることが可能になります。さらに、授業内容や指導方法の研究を充実させ、教員の授業力を高めることにより、子供たちの学ぶ意欲や確かな学力向上につなげることが期待できます。そこでお伺いいたします。

要旨3、芦屋町独自でスクールロイヤー導入のお考えがあるのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長 三樹 賢二君

教育委員会としては、児童生徒の最善の利益を念頭に置きつつ、教員が生徒指導や保護者対応などに不安なく当たることができるよう、スクールロイヤーの導入は早急に実現したいと考え、導入を前提とした検討を続けています。その中で、郡内の自治体によっては自治体の顧問弁護士のほかにも教育行政に関する事項を受け持つ顧問弁護士を入れているところがあることが分かっています。芦屋町においては、文科省が唱える方式だけにこだわらず、日常的に学校から直接弁護士へ相談できる体制をできる限り早く、スクールロイヤーを導入できるようにしたいという考えを持っております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

田中議員。

○議員 2番 田中 太君

ICT教育の推進や英語教育の充実、地域の方々による見守り活動。そして弱音を一切吐かず辛抱強く教壇に立たれておられる先生、皆様方には深く感謝しております。「芦屋の子供は芦屋で育てる」。未来ある子供たちに最高の教育環境を準備することは我々の責務であります。芦屋町のさらなる教育充実のために、1中・3小学校に寄り添った形でのスクールロイヤーの導入をぜひとも前向きに御検討していただき、早期に実現していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、田中議員の一般質問を終わりました。

.....

○議長 内海 猛年君

次に6番、本田議員の一般質問を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

皆様こんにちは。6番、本田です。今年は暖冬と言われておりますが、先ほど昼食の時間帯に外に出てきましたが、特に車の中では涼しいほうのエアコンがいるくらい今日は暖かく、私も含めて寒暖差がとてもありますので、皆さんで体調気をつけていきたいなと思ったところでありませう。

それでは一般質問通告書に沿って質問させていただきます。

今回の質問の件名は2件あります。1件目はイベント開催時における町内の交通渋滞の緩和について。2件目は町内の空きスペースや公園に花がよりたくさん植えられたら、きれいなまちづくりの一環になる、町内を花いっぱいにする質問内容です。

芦屋町は風光明媚な美しい自然が残った町として、町内外の方々が海を求めて通年芦屋町を楽しんでおられます。特にイベント開催時や季節的には初夏から秋にかけては気候も温暖で、海辺で過ごすには気持ちのいい時期となります。町民の方から私のほうに「町内の交通渋滞についてもう少し緩和策があったらいいのにね。」というお話をいただきました。私も町民の方が言われることはもったもな事だと思ひ、今回質問させていただいております。

現在各種イベントが開催される際の交通渋滞に向けた会議はどこが担当され、どのような内容で交通渋滞対策を考えて実行されているのか。具体的にイベント名を例に挙げたほうが回答をしていただきやすいと思ひますので、花火大会とあしや砂像展、及び夏のレジャープール開催時の交通渋滞の現状をお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えさせていただきます。

まず、各種イベントが開催される際の交通渋滞に向けた会議はどこが担当しているのかということですが、花火大会につきましては実行委員会事務局が担当し、開催に関する対策等改善案を警察の指導により作成し、大会の開催をいたしております。次に、砂像展につきましては前年度の実施状況やお客様の声、反省点などを踏まえ、実行委員会での改善方法などを協議し、当年度の実施内容を決定いたしております。レジャープールにつきましては現指定管理者であります芦屋町観光協会が運営に関することを担当しており、海浜公園の駐車場管理とも併せ、前年度の実施状況を踏まえて毎年改善を図っているところでございませう。

渋滞状況に関しましては、花火大会は交通規制がかかるため開催中は町内での渋滞は見られませう。

せんが、終了後は帰宅する車の渋滞が発生している状況です。砂像展につきましては天気にも左右されますが、特に開催中の土曜日の夕方以降と日曜日のお昼前後が、来場数から考えると町内での渋滞が考えられる時間帯となっております。レジャープールにつきましてはこちらも天気に左右されますが、来場者のピークとなる7月下旬から8月上旬の週末に関しては渋滞が考えられます。芦屋町観光協会に確認したところ、昨年及び今年については期間中に1日～2日程度、ピーク時で芦屋中学校からスーパーはまゆうの辺りまで渋滞が発生したと聞いております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

それでは次ですね、交通渋滞の現状と緩和策についてお尋ねをいたします。芦屋海岸に向かう道路は、山鹿地区から芦屋橋を通行するなみかけ大橋を通行して海方向に向かう道と、芦屋側であれば正門町を通過して旧芦屋中央病院前を通る道になるかと思えます。交通渋滞を考えると、今後の芦屋町の更なる観光化を考えたときには、交通渋滞は増えることはあっても減ることは無いのかなと思っております。緩和策をどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

芦屋海岸に向かう道路の渋滞緩和策ということで回答をさせていただきます。車の行き先として考えられますのは芦屋海浜公園だと思えますが、芦屋海浜公園の駐車場は約1,000台の駐車が可能となっております。現状では、この駐車場を効率よく運用することで交通渋滞を緩和していきたいと考えております。駐車場につきましては毎年レジャープールや砂像展の開催時には前年度の状況を踏まえ、警備員の増員や配置の見直し、駐車スペースの確保のため区画や通路等を工夫するなど毎年運用の改善に努めているところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

それでは住民参画の会議の開催についてお尋ねをします。町内の交通渋滞が発生しますと、住民の方々は帰宅する際に「なかなか家にたどり着かない。」といった悩みもお持ちで、そういった事々が不満になるのかなというふうに思っております。そこで、町内の交通渋滞の影響を受ける町民の方が交通渋滞緩和策の会議に参加をされて、考えを述べることはとても重要なことではな

いかなと思っております。現状交通渋滞を検討する会議はどのような会議があり、また、そこには住民の参加があるのかをお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

現在、交通渋滞を検討するための会議というものは、当課が担当しているイベント等では開催いたしておりません。先ほども少し触れましたが、各イベントの開催運営に関する協議につきましては、住民の方や各種団体の代表者等からなる実行委員会等の会議で行われております。この会議では開催時の問題点や反省点の洗い出しや各委員からの御意見などもいただき、懸案事項改善に向け取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

町民の意見や要望を今後渋滞緩和策として取り入れることを考慮してはいかがかなというふうに思うのですが、お考えをお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

渋滞緩和を検討する会議を開催する予定はありませんが、各イベントでの懸案事項などについては各実行委員会で改善策などについて対策を検討していきたいと考えております。また、町内の各種団体や住民の方々に御参加いただき、観光推進に携わっていただいております「観光あしや協議会」においても渋滞緩和策について議論をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

観光で芦屋町に見えられる方が増えることは、少なからず地域住民に影響を及ぼすこととなります。観光業は地域を支える主要産業でもあるため、観光業を営む企業や商店主を守りつつ、地域住民の生活を守り、観光に見えられる方と地域の調和を図り共存できる環境づくりが必要かと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

この点につきましては観光基本構想の基本理念にも掲げてますとおり、「観光まちづくりを進めていくため、地域経済の活性化や生活環境の向上など、住民にとって住みよいまちに繋げることで、持続可能な町づくりに寄与していく必要がある」としております。観光推進にあたりましてはこの基本理念に基づき、持続可能なまちづくりに寄与していくよう努めてまいります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

芦屋町の海水浴場、レジャープール、砂像展の駐車場はどのくらいの駐車台数が駐車可能なのでしょうか。併せて、夏の交通渋滞が長くなる時間帯はある程度過去のデータを参考にしながら、どのくらいの距離が町内で渋滞が発生するということは経験則で把握をされているのかお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

海水浴場、レジャープール、砂像展で使用しております芦屋海浜公園駐車場は、先ほど少しお答えいたしました約1,000台の駐車が可能となっております。夏の海水浴シーズンの渋滞状況ですが、先ほどお答えいたしましたですが天気に左右されますが、プール来場者のピークとなる7月下旬から8月上旬の週末、お昼前後が町内での渋滞が考えられる時間帯ではないかと思えます。先ほどもこれもお答えしましたが、ピーク時で芦屋中学校からスーパーはまゆう辺りまで渋滞が発生していると伺っているところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

現在の芦屋海岸の駐車場の料金は夏場のレジャープール開催時期が有料となっていると思っておりますが、その認識でよろしいかお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

海浜公園駐車場の有料期間は7月上旬から8月下旬の間で例年設定をしております。令和5年度は7月13日から8月27日までのレジャープール開設期間を有料とし、料金徴収をいたしました。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

芦屋町で開催されますイベントは多種あり、どのイベントにも当てはまるとは考え難いとは思っておりますが、例えば夏のレジャープールにおいて駐車場のチケット制の導入を考えてみてはいかがなものかと考えております。ここで、お隣の北九州市が対応された渋滞緩和策が見事に渋滞の案件を解消したことを御紹介させていただきます。

八幡東区にある河内藤園は日本有数の広さを誇る個人の藤園であります。1977年に開園され、約1,000坪の藤棚に4月の下旬から5月に見事な藤の花が咲き、大勢の観光客が訪れております。場所を御存じの方は想像がつくかと思いますが、八幡東区の河内貯水池付近の山あいであり、交通の便が良くなく現在は路線バスが廃止され車の長い列が続き、2015年には約4時間待ちの大渋滞となりました。その対応に翌2016年に公式サイトを開設され、混雑抑制のために予約制を導入し、渋滞緩和策に北九州市のほうからシャトルバスの運行や道路に電光掲示板を設置するという渋滞緩和策を側面から御支援していただいたようです。併せて、一番大きな効果があったのは駐車場のチケット制を導入したことだというふうにお聞きしました。このチケット制を導入したことが予想以上の成功につながり、翌年にはこれは完全に渋滞は解消したようです。「渋滞の果てにある幻の花園」から「いつでも素早く行ける実在の植物園」になったという言葉も書いておられました。警察の方にもお尋ねしたんですけれども、駐車可能台数分のチケットを販売することで、観光地に向かう自ら渋滞を避けようとする方々がその時間帯のチケットを買わないとなれば、午前中に集中してた渋滞が「私たちは昼から行こう。」とかいうようなことで、行く側が選択できるようになるというようなことでございます。例えば、500台駐車できる駐車場に500台までは車はそれなりにすんなりと入っていくんですけども、満車になった状態でそこから車が出ないことには渋滞が始まるというようなことが渋滞の一番の要件になりますので、チケット制を導入することによってそれが大きく緩和されるというお話をお聞きしました。

話を元に戻しますと、芦屋町の渋滞緩和策の一つとして夏のレジャープールの駐車場の渋滞は、駐車場のチケット制を導入することによって完全に解消するのではないかと考えております。プ

ールに訪れる利用者にとって、渋滞がなく駐車場までスムーズに到着するスポットになれば、さらなる夏の人気スポットになると考えております。このことから駐車場のチケット制は交通分散を図ることができ、スムーズな地域交通が生まれると思うのですが、どのようにお考えかお尋ねをします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

駐車場のチケット制導入についてということでございますが、現在のレジャープール開催期間の駐車場の利用状況としましては、令和5年度実績でございますが期間中での合計が2万6,658台となっており、過去5年間の中で最も多くなっております。また、1日に1,000台を超えた日は10日間で、1日最大は1,596台となっております。この状況から町内での渋滞はピーク時に発生する可能性はありますが、海浜公園駐車場は約1,000台の駐車が可能となっておりますので、現状では警備員の配置や誘導方法の見直し、駐車スペースの確保のための区画や通路等の工夫などを行うことで、速やかな駐車を促し町内の渋滞緩和を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

次に駐車場と遊休資産の活用についてお尋ねをします。

遊休資産の活用について。旧芦屋中央病院跡地については活用方法を検討したけれども、現在は現状のまま保有することになったと思っておりますが、その認識でよいかお尋ねをします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

企画政策課にですね、確認したところ、「芦屋中央病院跡地活用については、令和元年度に附属機関の芦屋中央病院跡地検討委員会を設置し、サウンディング調査を行うなど検討を行いました。その結果、今後の方針として芦屋中央病院跡地について、芦屋港レジャー港化の進捗状況を踏まえた活用を行うことで跡地活用の可能性が向上します。このため検討を一旦中断し、事業の状況を踏まえた上で再検討を行うことといたしました。芦屋中央病院跡地活用の現状としましては、前回検討した令和元年度から4年程度経過し、芦屋港レジャー港化が進捗していること。新型コ

コロナウイルス感染症によりテレワークなど社会状況が変化していることなどから本年10月にサウンディング調査を実施しましたが、有効な活用策の提案はありませんでした。今後、芦屋港レジャー港化の進捗状況、住民や町議会の意見などを踏まえ、芦屋中央病院跡地等の活用の検討を進めていきたいと考えている。」と聞いております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

現状の——旧芦屋中央病院跡地の現状ですね、そのままの状態ですけれども、そのまま保有する目的があるのか、また、管理費は年間どのくらいかかっているのかコストをお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

こちらの件につきましては、財政課に確認したところということでお答えいたします。「旧芦屋中央病院跡地は使用する目的が決まっていないため普通財産として現在管理を行っております。管理費として建物の機械警備に関する費用として年間約15万円を支出し、敷地内の樹木伐採等、臨時的な対応に関する費用として年間数万円を支出する場合もある。」と聞いております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今後、一体的に旧芦屋中央病院の遊休資産土地を活用する際に、新たに活用する事業者が取壊しの費用を含めて提案をされる可能性があるのであれば、現状のまま保有することも選択肢の一つかなというふうに思っておりますが、仮に、更地にして活用方法を新たな事業者に今後提案するようなことがあるのであれば、次の事業者が何かしらの建物を建てるまでの間は駐車場として今後整備し、さらなるレジャー港やプール開催期間の駐車場として活用できて渋滞緩和にもつながると思うのですが、その点をお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

「旧芦屋中央病院の活用方法が決まるまでプール開催期間中の駐車場として活用しては。」というお話だと思いますが、車を駐車できるスペースを多く確保することは渋滞緩和に有効的な対策だと考えます。しかしながら、海浜公園駐車場が満車となり町内で渋滞が発生する時間や状況など不確定要素も多く、費用対効果や運用面など解決すべき課題が多いと考えております。現状では先ほど申しましたが、海浜公園駐車場を効果的に活用する方向で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

ぜひ、町内の渋滞緩和策につながるよう検討を十分に関係各所と連携を図っていただければと思っております。今後、芦屋町はレジャー港の開業を控えています。事業を始めるまでにはいまだ少し検討の時間もあるかと思えます。現状の旧芦屋中央病院跡地には、以前使用していた駐車場が当時のまま使用可能な状態で保持をされています。この駐車場の現状での活用も含めて町内に渋滞が発生する状況がより少なくなるように、経験則や数字に基づくデータ、そして人の流れ等を勘案しながら渋滞緩和策のアップデートを期待いたしまして、次の件名に移ります。

件名2、町内を花いっぱいにする施策についてです。

ここ数年のコロナの影響で随分と様々な変化が発生をしました。人とのつながりが希薄になっていたことを町民の方は感じておられます。今回、私のほうに声をいただいた方は「昭和時代の人のつながりのような形は難しいだろうけれども、令和時代に合った人とのつながりの一つとして、住民が連携し町内に花を植えるボランティアとして参加をし、参加者同士の顔が見える人間関係に少しでもなるのであればいいのではないのでしょうか。」というお声をいただきました。さらには散歩される方や町外から見えられる方々の癒やしの効果として、花は海との効果と相まって心身にいい影響を醸し出すのではないのでしょうか。

そこで要旨に沿って質問させていただきます。

町内の花を植える事業について、まず現状どのような花をどこに植えているのかをお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

芦屋町におきます花の植栽状況についてお答えいたします。芦屋町が管理しております花壇は役場前や福岡銀行前など10か所あります。令和5年の夏にはマリーゴールド、サルビア、同じ

く冬にはキンセンカ、ビオラなどを植栽し、町民の皆様に見て楽しんでいただいております。過去には千日紅、パンジー、アリッサムなどを植えております。また、北九州県土整備事務所が管理しております国道495号、県道水巻芦屋線においては、街路樹の下に福岡県さわやか道路美化促進事業を活用した団体の協力のもと、春になればマツバギクが咲き乱れ彩りを添えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

次に移ります。

町民が関わる花のイベントについてはどのようなものがあるのかをお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

それではお答えいたします。

芦屋町では大規模なイベントは行っておりませんが、町の花壇に花を植える前に広報で花ボランティアを募集し、町民の皆様や小学校の児童と一緒に花植えを行っております。令和5年は夏冬合わせて50名程度の参加で住民同士の交流が図られております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今の課長の答弁で、大規模なイベントはないとのことではありますが、町民が花を植えることについてはどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

それではお答えいたします。

第6次芦屋町総合振興計画におきましては、「緑化活動の推進については、花ボランティア事業、花苗配布などを実施し、住民の緑化意識の向上に努める。」を掲げております。その取組の一つとして、希望により各自治区にあります公園などで地域のボランティアの方々に花植えを行っていただいております。花植えにおきましては芦屋町緑化推進協議会補助金の活用もできますので、

御検討いただければと考えております。花を植えることは幾つかの効果があると考えております。まず第一に花を植えることは美化効果があり、地域全体の景観を向上させます。2番目には花壇に人が集まることで住民同士の交流が深まり、地域コミュニティーが図られます。3番目には酸素を生産し空気を浄化する役割など環境に良い影響を与えます。

本田議員がおっしゃられているとおり花を植えることは地域全体に良い影響を与え、美しさ、社会的なつながり、そして環境への貢献や心身の健康を向上させるのではないかと考えております。

芦屋町といたしましては、第6次芦屋町総合振興計画や芦屋町環境基本計画に掲げております花ボランティア活動への参加者数を増やすことや取組の充実など、緑化意識の向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

芦屋町は福岡県の中でも決して面積の大きな町ではありませんが、町内を見渡してみますとまだまだたくさん花を植える場所があるかと思えます。町道の街路樹の下や、自治区の公民館や公園の周り、そして遊休地となっている場所への花植えや現在花を植えている場所の花を増やしていくなど町全体に花を増やしていくことが考えられますが、その中でも公園の広場の空きスペースの花を増やしていくことについてのお考えをお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

それではお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたように、街路樹の下や希望により各自治区に設置しております公園などでは、地域のボランティアの方々に季節に応じた花を植えていただいております。海浜公園などのその他公園管理者から花植えについて申入れがありましたら、芦屋町緑化推進協議会で検討を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

花がたくさん植わった公園の効果としては、まずは見た目にきれいで華やかで美しいと思いま

す。また、日頃から散歩を楽しんでいる方々には、目の保養になることは容易に考えることができます。また、町外から芦屋町にみえる方への公園の花による緑化は和んでいただけのことと思います。特に海のそばにある公園であれば、花を觀賞する楽しみと散歩や軽めのジョギングなど海を見ながら海風を感じながら体を動かすことと相まって、観光としても人気のスポットになるかと思えます。例えば海浜公園の遊具の奥にある広場の活用など再度考慮されてみてはいかがでしょうかと思います。お聞きしたところでは「潮風や飛砂の影響でなかなか花が育たない。」とのお話も伺ったこともあるんですが、一方ではその土地に合った土壌の改良や花の品種を考慮すれば、十分に花を育成できる話も伺ってきました。私は花の知識がたくさんあるわけではありませんので詳細は専門家の方に任せるとしても、芦屋町が公園の花をたくさん植えていく緑化に今以上力を入れていかれて、公園の花をいっぱいにしていくことは地域住民の力をお借りするとともに、希薄化した地域連携の向上にもつながっていくと思うのですが、いかがお考えかお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

それではお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたように、希望する各自治区の公園に植えられた花は地域のボランティアの方々で管理されております。花を植えるため花壇に人が集まり住民同士の交流も深まりますので、本田議員がおっしゃられているように地域連携の向上につながっていくと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

ぜひとも緑化意識の向上に期待をしたいところです。

次に要旨の2に移ります。公園の広場の活用について。

現在、海浜公園にはフジバカマの花畑があります。私も下手な写真ですが、議会だよりの表紙を飾ることを期待して、そこに飛来するアサギマダラを撮影に行きました。フジバカマが植えられた花畑にはアサギマダラの名前でありませ蝶々が飛んできます。花の開花の時期に、先ほど申しましたアサギマダラの舞うシーンを撮りに海浜公園へ撮影に行きました。ほかにも数人の方が撮影に見えられており、人気の観光スポットであるなど感じたところです。アサギマダラについて少し説明をしますと、海を越えて1,000キロ以上も移動することがある青緑色のきれいな

蝶々であり、ここ最近であれば大人気漫画、アニメ「鬼滅の刃」で「胡蝶しのぶ」のモチーフとなっておりました。このように蝶々が飛んでくる花畑を維持しながら少しずつ規模を大きくしていくと、さらなる蝶々が飛んできて観光の1つになるかと思えます。そのためには花畑の整備が必要となりますが、現状のフジバカマの花畑は遊具一つほどの大きさであります。今後これを活用し、広大な敷地に花を植えることについてお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

海浜公園の魅力向上を図る一環としまして、2年ほど前より指定管理者である芦屋町観光協会の発案により「旅する蝶」として知られるアサギマダラの飛来を促す取組を行っております。現在は海浜公園ワンパーク内の一角に花壇を実験的に設置し、花の育成状況やアサギマダラの飛来状況などの観察を行っているところです。状況としましては、一昨年はフジバカマが順調に育ち多くのアサギマダラが飛来し、蝶を見るために多くの来園者が訪れました。しかし、昨年はフジバカマが枯れてしまい、アサギマダラの飛来は見られませんでした。このように海浜公園でのフジバカマ育成が条件的に適しているか現在試行錯誤している状況であり、もう少し様子を見ていきたいと考えております。今後、小規模な花壇等の増設についてはフジバカマの育成状況にもよりますが、公園利用者の状況や管理面なども踏まえ、指定管理者とも協議していきたいと考えております。

なお、議員御提案のフジバカマの花畑拡大については今後、公園整備計画等を検討する際の御意見として賜りたいと思えます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

芦屋町はですね、町の花に「ハマユウ」があります。夏井ヶ浜のハマユウ自生地は町外者の方々の観光スポットであり、自生するハマユウは別称でハマオモトとも言われており、芦屋町のシンボルとして知られており、九州本土で夏井ヶ浜が自生の北限と言われており、毎年夏に見事な花を咲かせています。このハマユウを山鹿の現在の自生地をはじめとして、町内の数か所にまとめた花を今後咲かせるハマユウの花の町内回遊ができるような花植えも、長期的には非常に効果があるのではないかと考えております。私が以前勤務していた職場には、ハマユウの花を求めて花の時期には町外からたくさんの方が見えられて、自生している場所までの道を聞かれたり、見られた帰りに鑑賞した感想を述べられたりと、町外者の方は非常に興味を持たれており、魅力あ

る芦屋町の観光をPRするすばらしい場所と考えております。このようなすばらしいハマユウを町内の公園や空きスペースで増やしていくことで、公園の効果として、人の集客の効果が出てくるのではないかと考えておりますが、お考えをお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

それではお答えいたします。

御存じのとおり芦屋町の町花であります「ハマユウ」は、九州本土で夏井ヶ浜が自生地 of 北限として毎年7月下旬から8月上旬にかけて咲き誇る花で、町のシンボルとしても知られております。また、福岡県の天然記念物にも指定されております。花が咲く時期になりますと、町内外から多くの見物客が訪れ、日没後には甘い香りを漂わせ、みずみずしい緑色と白い花が調和してとてもきれいです。この「ハマユウを町内の公園や空きスペースに植えたら」ということでございますが、現在ハマユウが自生している夏井ヶ浜には駐車スペースがあることや海に近いこと、また、花が夏に咲くことなど複数の要因で多くの見物客が訪れているのではないかと考えられます。人為的に植えた場合、場所や規模、また、その後の管理など解決しなければならない課題があります。

芦屋町といたしましては、繰り返しの答弁にはなりますが、まず第6次芦屋町総合振興計画や芦屋町環境基本計画に掲げております花ボランティア活動への参加者数を増やすことや取組の充実など、緑化意識の向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

ぜひ課題の解決に取組をお願いしたいと思います。町内に花を植える事業や広場の活用などお尋ねしてきましたが、それには人材の確保が必要かと思っております。先ほど課長が答弁されました第6次芦屋町総合振興計画や芦屋町環境基本計画で掲げている花ボランティア活動への参加者数をいかに増やして、住民の方々に緑化意識を持っていただくことが重要かと思っております。

近隣の自治体でいえば、直方市のチューリップフェアが遠賀川流域の春の風物詩となっております。今年開催されました直方チューリップフェア2023では、市民で咲かせるチューリップとして1,300人の植栽ボランティアの協力によって20万球のチューリップが遠賀川のリバーサイドパークで咲き誇りました。1996年の花の都市宣言をしたときから直方市として力を入れていくようになったようです。また、若松にありますグリーンパークはバラの花を咲き誇る日

本一の美しさを目指すバラ園として有名になりました。春と秋に開催されますバラフェアには県内外からたくさんの方が訪れる人気のイベントの一つになっているようです。併せて、花の相談やコンサートのイベントなどバラにちなんだイベントが企画をされています。

芦屋町の山鹿の海岸線や芦屋海岸など海と花を自然からの贈物としたイベントは、人気のイベントに成長する可能性を多く秘めているかと思います。今後の観光を考えると、町の中心から円を描いたときに、海が半分あるので難しいと言われる一方、商業圏ではないと言われる海の半分の醸し出す自然の力の大きさを最大限活用する絶好な立地条件にあるものという発想もあるかと思います。環境が変わらないのであれば、発想の転換が地域社会の発展につながっていくのではないかと期待をしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長 内海 猛年君

以上で、本田議員の一般質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。なお、再開は2時25分にいたします。

午後2時12分休憩

.....

午後2時25分再開

○議長 内海 猛年君

次に11番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

11番、日本共産党の川上です。発言通告に従いまして一般質問を行います。

土地利用規制法は第1次・2次の意見聴取が行われてきました。今回、第3次として11月に芦屋町で内閣府と意見聴取が行われました。私たちにとっても初めてのことなので、この内容について伺います。

政府は9月11日、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（土地利用規制法）に基づく第3回の指定候補地として、全国25都道府県の180か所を提示している。芦屋町も芦屋基地・芦屋高射基地から1キロメートル以内の地域が特別注視区域指定とされており、それに伴って政府から町への意見聴取が行われている。土地利用規制法上の特別注視区域に指定されると、自治体や国の求めに応じて区域内の土地建物の所有者や、賃借人などの情報及び土地の利用状況に関する情報を国に提供する義務が生じる。そこで、次の点を伺います。

1、自治体の事情聴取の結果、芦屋基地は特別注視区域に決定されたのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

お答えいたします。

内閣府が所管している重要土地等調査法に関し、生活関連施設を定める政令の制定又は改廃の立案、注視区域及び特別注視区域の指定や、注視区域内にある土地等の利用者に対する勧告について意見を聴取するとともに、その他重要事項について調査審議することを目的として、重要土地等調査法第14条に基づき土地等利用状況審議会が設置されています。令和5年9月11日に第6回土地等利用状況審議会が開催され、その議事録の中で「福岡県芦屋町、岡垣町、遠賀町の芦屋高射教育訓練場は防空機能を有するペトリオット（PAC3）の配備拠点として、周囲を「特別注視区域」に指定したいと考えております。また、芦屋基地は自衛隊の活動拠点であり、その周辺のうち芦屋高射教育訓練場に係る「特別注視区域」と重ならない部分を「注視区域」に指定したいと考えております。」と審議会の中で審議されています。現時点では、内閣府から芦屋基地について指定範囲について告示されておられませんので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。なお、第4回議会定例会終了後の議会全員協議会前までには、内閣府より芦屋基地について指定範囲が告示されるものと考えておりますので、その時点までに指定範囲の提示ができるのではないかと考えています。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

最終日の全協ですね、その内容については決定されるだろうということですが、内閣府との意見聴取はどのような形で行われたのか、それについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

内閣府より区域の指定案の図面がデータで送付され、その図面について意見を述べております。聴取する意見の内容につきましては、区域の範囲に係る地理的情報や開発計画・開発行為の情報、区域の外縁設定等の参考となる情報などについての意見聴取がございました。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは、内閣府からの意見聴取にあたって、町は住民の意見、そういったものを調査したのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

内閣府からの地域についてのことでしたので、住民に対しての意見を聞くとか、そういうことも求められておりませんのでやっております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは、この意見聴取にあたって町としてどのような、この土地利用規制法についての意見を上げたのか、また、どのような情報提供を行ったのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

意見については、区域が内閣府より告示されておられませんので回答は控えさせていただきたいと思えます。また内閣府より、そのほかの情報提供等についての要請はあっておりません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

内閣府のホームページを見ますとですね、自治体からの意見としては「一部住民より区域指定されることにより区域内の住民のプライバシー権や財産権、並びに思想・良心の自由が侵害されるのではないかと憂慮する意見が市へ寄せられたため申し添える。」とかですね、「調査の実施など制度の運用にあたっては、住民等の権利を不合理に制約したり、日常生活や事業活動に影響が出たりすることのないよう最大の配慮をお願いしたい。」というふうなですね、自治体として意見を述べています。

それではですね、2点目に要旨2、今回の意見聴取にあたって、町が所有する住民基本台帳な

ど保護すべき個人情報を国に提供したのか、これについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

内閣府からの意見聴取については、その指定範囲についての意見聴取でしたので、議員が言われました住民基本台帳などの個人情報等についての提供を求められることもありませんでしたし、提供もしておりません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

やはりですね、第1次・2次で意見聴取をされた自治体の意見を見ますと、やはり個人情報の保護についてですね、懸念を持っていることが強く伺えます。「法の運用にあたっては、国民の権利や自由を侵害することがないように、また、個人情報の保護にも配慮した基本方針に基づく厳格な運用を求める。」としております。芦屋町としてもですね、やはり国民の権利や自由を侵害しないように、また、個人情報にも配慮した基本方針に基づく厳格な運用することを求めるべきというふうに考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

令和5年11月29日に開催されました第7回の土地等利用状況審議会の資料の中で、地方公共団体に対する意見調査の結果が述べられております。その中で、調査により収集した個人情報保護について内閣府の意見・考えを述べられておりますけれど、「個人情報の保護については法及び基本方針並びに内閣府のセキュリティポリシーにのっとり万全を期してまいりたい。」という形で述べられておりますので、適切に運用をさせていただけるというふうに考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それは当然ですね、そういったふうに万全を期していただきたいのですが、今後ですね、内閣府から個人情報を提供することを求められた場合、当該個人の了解を取るという、こういったことが必要ではないかと思えますけど、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

重要土地等調査法の第3条の法律の規定により、措置の実施にあたっての留意事項として「内閣総理大臣は、この法律の規定による措置を実施するに当たって、個人情報の保護に十分配慮しつつ、注視区域内にある土地等が重要施設の施設機能または国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、必要最小限なものとなるようにしなければならない。」と規定しています。また、法第7条の利用者等関係情報の提供として「内閣総理大臣は、土地等利用状況調査のため必要がある場合においては、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対して、当該土地等利用状況に係る注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に関する情報のうち、その者の氏名または名称、住所、その他政令で定めるものの提供を求めることができる。」関係行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関は、前項の規定による求めがあったときには、同項に規定する情報を提供することができる。」というふうに規定されております。以上のことから、法的に提供することが求められているため、個人の了解は必要ないと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

個人情報ですからね、私はやはり、ちゃんと個人の了解を得た中で提供すべきだと思いますし……。町長に伺いますが、今課長の答弁の中でですね、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行に対し、資料の提供、意見の開示その他の協力を求めることができるというふうになっております。そういった点ではですね、個人情報を守る上でも自治体からの情報提供は義務規定ではなく、自治体の主体的裁量権で行うべきというふうに私は考えますが、その点について町長はどうお考えなのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

川上議員のおっしゃられることももっともだとは思いますが、我が国の防衛体制の強化というのはもう喫緊の課題であると思っております。機能維持は必要と認識しており、国防に関することにつきましては、地方自治体の長としての意見は少し控えさせていただきます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

地方分権ではですね、国・県・市町村ではなく国・県・市町村が横並びということですね、私はやはりちゃんと地方自治体としてのですね、自主的裁量をやっぱり図るべきだというふうに思います。

それでは3点目のですね、基地周辺1キロメートル以内の世帯数、学校、病院、公民館など公共施設はどのくらいあるのか。これについて分かるのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

注視区域や特別注視区域の範囲指定がまだ内閣府より設置されておりませんので、現時点について回答は控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

1次・2次ですね、決定されたところについてはホームページにもですね、範囲についても載ってます。芦屋基地についてはですね、これを1キロメートルということで概算でいくとですね、大体芦屋町としては山鹿区域の橋のところの一部と芦屋町のほとんど全体がですね、この1キロメートルの範囲に入る。それと先ほど言いましたように、岡垣町の黒山の区域付近それから遠賀町の尾崎こういったところまでがですね、1キロメートルの範囲に入っていて、そういった範囲に住んでいる方、企業とかそういったところの情報提供を求められているということになります。そういった点ですね、この当該地域においてですね、私権を制限することによりですね、不動産価格が低減し不利益の土地が出るということも考えられますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

内閣府の考え方としましては、重要土地等調査法に基づく措置は、区域内にある土地等が機能阻害行為の用に供されることを防止するために必要最小限度のものとなるよう実施することとしており、法及び基本方針にのっとり適切に運用してまいりたい。特別注視区域においては土地や

建物の売買等にあたり届出が必要となる場合はありますが、不動産の取引等を制限するものではありません。また、本法の制度は機能阻害行為が認定された場合、その行為をやめるよう勧告・命令する等の措置を行うものであり、一般的な生活や事業活動に影響はないという形の中で内閣府の考えとして述べられておりますので、影響はそんなにはないのではないかと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

1次・2次ですね、聞かれた自治体もですね、やっぱりこの点について懸念を持ってまして「当該地域においては私権を制限することになるため、路線価格に影響があり、結果、不動産評価額が低減し不利益を被る土地所有者の方がいる可能性がある。そのような場合に自治体として固定資産税の減免を検討する必要性を求められる可能性もあるため、その際に自治体の減収を補填するなど、国としての支援策などは検討されてないのかを伺いたい。」という、こういったことをですね、意見で上げております。これに対してですね、国のほうは「そのため、本法に基づく調査や届出の措置が実施されたとしても、本法の目的を実現するための必要最小限度のものであり、これらの区域内の土地等の所有者等が受忍しなければならない程度のものと考えられるため、補償はしないものと考えている。」。まあ、区域内の土地の所有者等が受忍しなきゃならない、我慢しなさいということですね。

先日ニュースで芦屋町の土地のですね、評価額が上がったということがニュースで言われてまして、もう今まで芦屋町はずっと下落しとったのが上がってから「これはいいことだな。」というふうに大変喜んでいたわけなんですけど、この土地規制法によるかどうか分かりませんが、最近はまだ下落している傾向にあるということも聞かれます。そういった点ではですね、やはり個人ですね、財産権が侵害されるという、こういったことについてはやはり、ちゃんと内閣府に対してですね、進言すべきではないかなというふうに感じております。

それでは4点目のですね、意見聴取では機能阻害行為に関する情報があるが、機能阻害に該当する行為はどのようなものであるか、これについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

機能阻害に該当する行為はどのようなものかについてお答えいたします。内閣府の「重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針」によりますと、自衛隊等のレーダーの運用の妨げとなる工作物の設置、施設機能に支障を来すレーザー

光等の光の照射、施設に物理的被害をもたらす物の投射措置を用いた物の投射、施設に対する妨害電波の発射、流出することにより係留施設の利用阻害につながる土砂の集積、領海基線の近傍の土地で行う低潮線の保全に支障を及ぼすおそれのある形質変更、等が例示として出されております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

内閣府ではですね、機能阻害行為についてそういった例として挙げておられますが、しかしこれらは例示であって、この類型に該当しない行為であっても機能阻害行為として勧告及び命令の対象になることはあるということですね、これ以外についても内閣府、そういったところが判断すればですね、機能阻害行為として認定されるという、そういった可能性も十分あります。例えば私たちはPAC3が配備されたときには、PAC3配備についての反対の集会とかですね、デモ行進とかパレードとかね、そういったものをやりましたけど、そういったこと自体が機能阻害行為に認定される可能性もあるということです。特に沖縄なんかでは、辺野古の基地の建設について反対運動なんかが起こってますけど、そういったものもですね、機能阻害行為にあたるという、そういった可能性も十分考えられるのですよね。やはり、拡大解釈を生まないよう運用をすることを求めていくという、こういったことが必要ではないかというふうに思います。

続きまして、5点目の聴取する意見の内容についての中では、区域内だけではなく区域の外縁近傍において過去に発生した機能阻害行為に関する情報も意見聴取に入っているが、区域外縁近傍という範囲はどこまでか、これは先ほど言った「1キロメートルの区域だけでなく1キロメートルの区域の外でもいろんな問題があったときについては、それについても報告しなさい。」というそういったことですが、これについての範囲ってというのはどのぐらいなのでしょう。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長

○総務課長 松尾 徳昭君

土地等利用審議会の中で区域の外縁に関する考え方が示されております。先ほども議員が言われました「おおむね1,000メートルの区域」の趣旨に鑑み、「敷地等からの距離が1,000メートルに近い外縁となる。また市街地や畑地においては土地所有者等に対し、区域の外縁を分かりやすく示す観点から、原則として地物（道路、河川等）に沿うようにする。市街地等以外においては、原則として点と点を結んだ直線を用いる。建物は分断しないように努める。」という形の中で示されております。以上のような考え方にに基づき、「区域の外縁」の該当する箇所について

意見があれば述べてくださいという形で、「区域外縁近傍」の範囲はどこまでかというところにつきましては、芦屋町のほうでは示されていないという形になりますので、これについては控えさせていただきますと思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それではですね、6点目の住民への説明はどうするのか、これについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長

○総務課長 松尾 徳昭君

住民への周知につきましては、広報あしや12月号や町のホームページで住民への周知を図りたいと考えております。また、内閣府からの発行のリーフレットを公共施設等に配置をする予定です。町は重要土地等調査法の詳細な内容を説明することについては難しいため、住民説明会は考えておりません。そのため、詳細内容につきましては内閣府重要土地等調査法のコールセンターや内閣府のホームページを案内していきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

一応ホームページとかリーフレットとかですね、内閣府がそんなものを出すということですが、でも今までの論議の中で「財産権を侵害される。個人の個人情報を取られる。プライバシー権を侵害される。」、そういった方が芦屋町の3分の2近くが対象になるという、そういったことを住民に何の説明もなく、ただこんなリーフレットとかパンフレットとか広報だけでやっていいものでしょうか。私はここに住民への説明というのは住民説明会をちゃんと開いて、住民に対して「こういった法令ができ、芦屋基地周辺の1キロメートルのところについてはこの法令に適用するので、こういったことが阻害され、そして個人情報を提供することもあります。」という、そういった理解を得るべきではないかと思えますけど、住民説明会はしないのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

住民説明会は考えておりません。内閣府につきましても説明することはないという形で審議会

のほうでも意見というか、考え方が出ておりました。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

こういった個人のね、やっぱり人権を侵害するような、そういった問題について、ただの政令だけで一方的にやるということ自体は、やっぱり本当に住民自治というか民主主義というか、そういったものをないがしろにしてるんじゃないかなというふうに私は強く感じます。それでは今後のスケジュールについてはどのようなようになるのか伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今後のスケジュールと伺いますか、住民への周知は先ほど言いましたとおり、ホームページや町の広報紙という形になりますし、あと内閣から告示がされましたら図面等区域のところについては公表していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

やはりですね、この土地利用規制法というのはですね、安保3文書によるですね、日本が戦争する国になっていくという、そういったことをですね、実践していく法律ではないかなというふうに私は感じます。戦前ですね、やっぱりいろんな法律ができて、そういった軍事的なことを見たり、聞いたり、話したりすることが罪になって、そしてそういった中で戦争にですね、入っていったというそういったところを見ますと、やはり私は今はやっぱり日本がそういったふうな新しい戦前にですね、入っていくんではないかというそういった危惧をします。今、私たちはやっぱり平和憲法を守って行ってですね、そして住民の暮らしと命を守る。そういったですね、社会にしていく。そういったことが一番大事じゃないかなということですね、申し述べまして、この質問を終わります。

それでは続きましてですね、老人憩の家について伺います。

9月20日の議会全員協議会で老人憩の家を2029年に廃止することが報告されましたが、老人憩の家の在り方に関するアンケート調査結果報告書では、全ての住民が利用できる公共施設との複合化した入浴施設への建て替えが50.9%、高齢者専用として建て替えるべきが12.

8%と、64%が入浴施設の存続を望んでいます。2030年以降は介護予防や住民の交流の場として、また、災害時に避難所機能を持った複合型の入浴施設として存続させていく、こういった考え方はないのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

まずアンケートの結果についてのお話がありましたので、その点についてお答えいたします。

確かにアンケート結果では、今後の老人憩いの家の在り方としては「他の公共施設との複合化」を望む声が多かったのですが、これは今ある高齢者専用の公共施設を今後どうするべきかを聞いた設問でありまして、選択肢としましては「これまで同様に高齢者専用」、それと「全世代型の複合施設」、それと「廃止」、こちらの3つのパターンを聞いております。

その結果、これからの時代には高齢者のみが見える施設でなく、幅広い世代でのコミュニティーの場所ともなり得る施設を希望されている回答が多かったことが分かったというものです。また、「全世代型の複合施設」いわゆる公共施設の集約、それと「廃止」を合わせて81%を超えることから、住民の皆さんも行政コストの削減を求める声が多かったということも分かりました。

なお、「高齢者専用の建て替え」の12.8%と「全世代型・複合型の建て替え」の50.9%の合計64%の人が建て替えを希望されている。今、議員もおっしゃられたとおりなんですけれども、この設問では入浴設備については触れておりませんので、「入浴施設の存続を望んでいる。」とは言えないというふうに思っております。なぜなら、以降の設問では「日常入浴のための浴場の整備した場合に利用しますか。」という問いに対して「毎日利用する。」、こちらが5.8%、「たまには利用する。」は27.9%の合計33.7%。こちらが浴場の設置に肯定的な意見であります。しかし「利用しない。」が29.8%、「ほとんど利用しない。」が24.3%の合計54.1%が浴場の設置に否定的な意見となっております、否定的な意見が倍に近い回答になっているというのが理由になります。

では、議員の御質問は「住民の交流の場を含めた入浴施設のある全世代型の施設を建設しないのか」ということですので、その点について答弁いたします。

まず新しい施設を造ることがこの芦屋町において、将来にわたって本当に必要なのかを第一に考えて検討いたしました。住民の交流の場、コミュニティーの場についてですが、町内には町民会館や3つの公民館、また各自治区の公民館があり、いずれも利用者でいっぱい予約がとれないということはありません。そのような中、新しい施設を造ることは芦屋町の人口規模や今後の人口減少から考えると過剰設備になりかねないとも考えられます。また、平成29年に策定しました「芦屋町公共施設等総合管理計画」では、将来にわたる費用負担の軽減を図るために、計画

策定から30年間で公共施設の床面積を25%削減することとしており、新しい施設を造ることはこの計画からも逆行することとなります。また費用の面からも、老人憩の家基本構想時における「町内1か所多世代利用施設」では建築費用が約8億円と試算されております。現在の物価上昇ではさらに高額になっていることが想定されます。当然、維持管理経費も発生しますので、継続して将来にわたり大きな財政負担が生じることとなります。このようなことから総合的に判断しまして、現時点では老朽化している老人憩の家を廃止することに伴いまして、その代替施設として新しい建物を建設することは見送ることといたしました。ただし、将来他の公共施設の建て替えが必要になった際には、改めてその建物に対してどのような機能を持たせるのかを検討していくものでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

確かにですね、「63%の方が建て替えを望んでいる。」というところについては、風呂があることが前提ではないということは設問ではそういったふうになってます。ただ一般的に、町民の方と老人憩の家の話をしたときには、やっぱり出てくるのは風呂の話が出てきて、「なぜ故障したのか。」「なぜ子供から大人まで風呂に入れないのか。」、そういったふうな考え方がありますから、芦屋町の老人憩の家というのはやはり入浴施設があるということが前提となった考え方の中での御判断だというふうに私は思っています。だからそういった点では、先ほどの「64%の方が建て替えを望んでいる。」という、そういったところについては、入浴施設もついた部分について望んでいるのではないかなということもありますし、課長がいろんな今の老人憩の家についての町民の否定的な回答が多いということをおっしゃいましたが、私は当然そういったふうに思います。例えば利用したくないというアンケートに基づいて、20代の方に「あなたは老人憩の家を利用したいですか。」って聞けば、20代の方が「利用したい。」ということは絶対言いませんよ。ですから20代、30代、40代、50代のところでは当然利用するのは「必要ではない。」という回答が多いということになります。やはりこれが、名称も「老人」という名前がつけばですね、やはりイメージとしても若い人が行くわけじゃない。これが例えば「芦屋町いこいの里」とかね、そういったことから「皆さん入れます。」としたら、結構若い人だって来るのではないかなというふうに思います。

それとですね、9月20日の全員協議会で「令和11年3月末を廃止する時期」としてありますが、「設備の重大な故障等が発生し修繕等を行うのに多額の費用が必要となった場合は廃止時期を前倒しすることも考えている。」というふうに述べられています。つまり「前倒しでも廃止する

こともありますよ。」ということになってます。一方、第9期芦屋町高齢者福祉計画素案では、「老人憩の家は高齢者の教養の向上及びレクリエーションなどの場の提供と、心身の健康の増進を目的」として町内3か所に設置されています。老人憩の家は老朽が著しくなっていますが、「施設に不具合があった場合は可能な限り運営できるように修繕などを検討していく。」というふうにしています。今回もですね、指定管理者の選定が議案として出ていますが、やはり福祉計画の中で「3年間は老人憩の家をちゃんと運営する。」というふうに言うんであればですね、やはりこの計画期間については利用の保障を行うべきではないか、そういったふうに考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今、議員から御指摘ございましたとおり高齢者支援計画、3年の計画でございます。これから定めて3年ですので、今、指定管理5年ということで今回議案に上げております。この中でも前の説明からもうたっておったんですけども、今後、修繕が必要になったときは掛かる費用が1つの目安にはなりますが、修繕ということをやはり積極的には行って行って、廃止の予定である5年間、令和11年3月末まではできる限り、可能な限り運営を続けていきたいというふうに考えております。しかし倒壊の危険性とかですね、もう建物自体の躯体がもう難しくなった場合には、予定より早く廃止することがございますということであります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

計画の中でですね、3か所の老人憩の家を運営するとなっておりますが、鶴松荘については風呂の利用は中止して運営しているっていうことになってますが、現在のですね、鶴松荘の運営状況はどのようになっているのか、過去の利用者数と現在の利用者数はどのような推移をたどっているのか、その点について伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

ボイラーが故障したのが令和5年1月末になりますので、それまでは平均して月に500人程度の利用がありました。しかし、現在はボイラー故障したまま、そのままになっております。住民の健康相談等、そういう会合等での利用がございまして、大体月に50人程度の利用となって

おります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

やはりですね、老人憩の家は入浴施設がないと魅力がないということになってますが、そういった点で500人が50人に減ってる、10分の1になってるということですが、それでは、今まで月に500人入っていたのが50人になったのは、あとの450人の方というのは入浴についてはどのような形で行っているのか分かるでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

鶴松荘を利用されてた方でまだ浴場に入りたい方、ほかの2か所の老人憩の家のほうに行っているというお話は聞いております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

岡垣町にもですね、老人憩の家がありましたけど、老人憩の家の風呂をですね、廃止するとですね、やはりほかのものだけでは魅力がなくなり利用者が激減してですね、廃止されました。そして今回、介護保険の広域連合の遠賀支部のですね、事務所になるということですが、やはりそれでも岡垣町には総合福祉保健センターのいこいの里があって、大人から子供まで利用してるのですね、それに移行しているということですし、遠賀町、水巻町にも入浴施設がですね、民間やら公営であるということですが、今ですね、老人憩の家の風呂をですね、廃止する理由にですね、浴室保有率というのがですね、1978年が82.8%から、2008年に95.5%、もうほとんどですね、家にお風呂があるということですね、廃止する理由の1つに挙げてますが、老人憩の家の中でもですね、述べられてましたけど、やはり老人憩の家の中で倒れられて救急車で運ばれたりとか、浴槽で亡くなったりとか、そういった方がいるということが書いてありました。確かにですね、浴室保有率はどんどん上がってきたんですけど、それと同時にですね、高齢化率もどんどん上がってきて独居の人とか、それから家族夫婦2人世帯、そういったものが増えてですね、1人世帯の方なんか入浴中に亡くなる事故というのが起こっております。私の身近にもですね、独居の方が2件、浴槽でですね、亡くなって数日間発見がされなくてですね、そうい

った事故もありました。やはり入浴施設があるということは、多くの方々とやっぱりそういったお風呂に入ったり、お話をしたり、そういったことになればですね、認知症の問題とかそれから、ひきこもりの予防とか、入浴だけではなくですね、交流の場として高齢者の健康にもですね、大きく貢献しているというふうに思います。

全協の中での報告でもですね、入浴施設がなくなればですね、デイサービスセンターを使えるという、そういったことになるということも書いてありましたが、果たしてですね、多くの方々がデイサービスセンターを使うだけのですね、キャパが、そしてそこでお風呂に入っていくという、そういったキャパがあるのか、そういった点が懸念されるんですけど、その点についてはどうでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今の御質問は介護サービスのほうでということだと思いますので、それで一応、前回9月の全員協議会の中では解消方法の1つとして、「介護サービスによる入浴の提供」というふうな御紹介をさせていただきましたが、これはあくまで1つの手法として例示したもののなので、介護サービスで全ての老人憩の家の方が対応できるというふうには考えておりません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

先ほどもね、例えば鶴松荘の風呂がなくなってしまって月に500人来ていた方が50人になったということなんですけど、中にはそういったふうにほかの2施設で利用される方がいるかも分からないけど、もうやはり独居の方なんかで家でですね、入られる方そういった方々もおると思うんですけど、例えば水巻町がですね「えぶりの家」憩の家、えぶり山荘か、あれを廃止したときに水巻町自体は芦屋のマリンテラスのお風呂にですね、バスを配置して、そして補助を出してマリンテラスに入浴に来ていたということがありましたけど、芦屋町でもですねえ、鶴松荘を廃止した中で、また、今後もやっぱり、そういった施設が老朽化しているという中で——、マリンテラスあしやのですね、お風呂をやったりそういった高齢者の方に開放して送迎をするという、そういったふうなことで入浴施設を確保するという、そういった考えはないのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

マリテラスあしやについての御質問ありましたが、マリテラスあしやは観光施設であるため日常の入浴とは切り離して考えたいというふうには思っております。近くまでバスは通っていないんですけれども、マリテラスの出入口までは通っていないんですが、釜の里近くにはあります。そこからですね、御自分が希望でお風呂に入りに行くのは、外部にもお風呂開放されておりますので、それを制限するものではないんですけれども、日常の入浴のための支援とかいうことを現時点では考えておりません。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

先ほども言ったようにですね、入浴中に亡くなるという方がですね、年間に4,000人を超えているわけですよ。ほとんどが独居とかそんな方で、例えば夏の熱中症、それから最近ニュースでは高齢者の交通事故で亡くなったとかいう、そういったことがよく出るわけですけど、熱中症で亡くなる方や交通事故で亡くなる方に対して、お風呂で入浴中に亡くなるという方が約2倍近くいるわけでありますよね。そういった点ではですね、やっぱり私は独居の方とか高齢者世帯の方、そういった方がそういったお風呂での亡くなる事故をなくすためにも、やはりちゃんとした入浴施設をですね、高齢者にも提供できるようなものを作るべきではないかというふうに思っております。先ほどの課長の答弁でもですね、「そういった考えはない。」というようなことを言われてましたが、2029年までまだ時間がありますんでね、やっぱその中で十分に検討していただいてですね、そういった方々がやっぱ安心して安全で健康で暮らせる、そういった町にするためにですね、そういった福祉施策を十分充実させることを求めまして一般質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、川上議員の一般質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時14分散会
